

吸収合併に関する事後備置書類

(会社法第 801 条第 1 項及び会社法施行規則第 200 条に基づく備置書類)

2023 年 4 月 1 日

三菱ケミカルグループ株式会社

2023年4月1日

東京都千代田区丸の内一丁目1番1号
三菱ケミカルグループ株式会社
代表執行役 執行役社長 ジョンマーク・ギルソン

吸収合併に関する事後備置事項

当社は、株式会社地球快適化インスティテュートとの間で、2023年2月7日に吸収合併契約を締結し、当社を存続会社とし、株式会社地球快適化インスティテュートを消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）を2023年4月1日付で行いました。よって会社法第801条第1項及び会社法施行規則第200条の規定に基づき、下記のとおり本合併の内容を開示いたします。

記

1. 本合併が効力を生じた日

2023年4月1日

2. 株式会社地球快適化インスティテュートにおける会社法第784条の2、第785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過

(1) 会社法第784条の2の規定による手続の経過

株式会社地球快適化インスティテュートは、当社の完全子会社であったため、反対株主の差止請求はありませんでした。

(2) 会社法第785条の規定による手続の経過

株式会社地球快適化インスティテュートは、当社の完全子会社であったため、反対株主の買取請求はありませんでした。

(3) 会社法第787条の規定による手続の経過

株式会社地球快適化インスティテュートは会社法第787条第1項第2号に掲げる新株予約権を発行しておりませんので、該当事項はありません。

(4) 会社法第789条の規定による手続の経過

会社法第789条第2項の規定に基づき、2023年2月14日付で、官報公告及び個別催告を行いました。同条第1項第1号に従い異議を述べた債権者はいませんでした。

た。

3. 当社における会社法第 796 条の 2、第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過

- (1) 会社法第 796 条の 2 の規定により、本合併の差止請求をした株主はいませんでした。
- (2) 会社法第 797 条第 3 項及び第 4 項の規定に基づき 2023 年 2 月 14 日に株主に対する通知を行いましたが、株主から同条第 1 項の規定による株式買取請求はありませんでした。
- (3) 会社法第 799 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、2023 年 2 月 14 日付で、官報公告及び電子公告を行いましたが、同条第 1 項第 1 号の規定に従い異議を述べた債権者はいませんでした。

4. 本合併により当社が株式会社地球快適化インスティテュートから承継した重要な権利義務に関する事項

当社は、2023年4月1日をもって、株式会社地球快適化インスティテュートからそれらの資産、負債その他の権利義務の一切を引き継ぎました。引き継いだ資産及び負債の額（概算値）は、以下のとおりです。

株式会社地球快適化インスティテュート

資産の額 126 百万円

負債の額 95 百万円

5. 会社法第 782 条第 1 項の規定により株式会社地球快適化インスティテュートが備え置いた書面又は電磁的記録に記載又は記録がされた事項

別紙のとおりです。

6. 会社法第 921 条の変更の登記をした日

2023 年 4 月 6 日（予定）

7. 前各号に掲げるもののほか、本合併に関する重要な事項

該当する事項はありません。

以 上

別紙 会社法第 782 条第 1 項の規定により吸収合併消滅会社（株式会社地球快
適化インスティテュート）が備え置いた書面

吸収合併に関する事前備置書類

(会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 182 条に基づく備置書類)

2023年2月14日

株式会社地球快適化インスティテュート

2023年2月7日

株式会社地球快適化インスティテュート
代表取締役 日下 晴彦

吸収合併に関する事前備置事項

当社は、三菱ケミカルグループ株式会社（以下「甲」といいます。）との間で、2023年2月7日に吸収合併契約を締結し、同年4月1日付で当社を消滅会社とし、甲を存続会社とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）を行うことといたしました。

よって、会社法第782条第1項及び会社法施行規則第182条に基づき、下記のとおり吸収合併の内容その他法務省令で定める事項を開示いたします。

記

1. 吸収合併契約の内容
別紙1の「吸収合併契約書」のとおりです。
2. 会社法第749条第1項第2号及び第3号に掲げる事項についての定めがないことの相当性に関する事項
当社は甲の完全子会社であるため、本合併に際して、当社株主に対し、合併対価として株式その他の資産の交付は行わず、また、本合併による存続会社の資本金及び準備金の増加はありません。
3. 新株予約権の定めに関する事項
当社は、新株予約権を発行していない為、該当事項はありません。
4. 甲の計算書類等の内容
甲の最終事業年度に係る計算書類等は、別紙2のとおりです。
5. 甲において最終事業年度の末日後に生じた会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容
該当事項はありません。
6. 当社において最終事業年度の末日後に生じた会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容
該当事項はありません。
7. 本合併が効力を生ずる日以降における甲の債務（会社法第789条第1項の規定により本合併について異議を述べるができる債権者に対して負担する債務に限る。）の履行の見込みに関する事項
当社及び甲の貸借対照表における資産の額及び負債の額は以下のとおりであり、資産の額が負債の額を上回っております。

当社： 資産の額 211 百万円
負債の額 185 百万円
(2022 年 3 月 31 日現在)

甲： 資産の額 1,796,949 百万円
負債の額 1,387,262 百万円
(2022 年 3 月 31 日現在)

また、いずれの会社についても、本合併の効力発生日までに資産及び負債の状況に重大な変動を生じる事態は現在のところ予測されておらず、本合併の効力発生日以降における資産の額は負債の額を上回る見込みです。
以上の点、並びに当社及び甲の収益状況及びキャッシュフローの状況等に鑑みて、効力発生日前の当社の債務（会社法第 789 条第 1 項の規定に基づき本合併について異議を述べることができる債権者に対して負担するものに限り）については、本合併の効力発生日以降も履行の見込みはあるものと考えます。

吸収合併契約書

株式会社地球快適化インスティテュート（以下、「甲」という。）と三菱ケミカルグループ株式会社（以下、「乙」という。）とは、乙が甲を吸収合併すること（以下、「本合併」という。）に関し、以下のとおり吸収合併契約（以下、「本契約」という。）を締結する。

第1条（吸収合併）

甲及び乙は、本契約の定めに従い、第2条に定める効力発生日をもって、甲を吸収合併消滅会社、乙を吸収合併存続会社として合併する。

第2条（効力発生日）

本合併の効力発生日（以下、「本効力発生日」という。）は、2023年4月1日とする。但し、本合併の進行に応じ、必要がある場合には、甲及び乙が協議し合意の上、本効力発生日を変更することができる。

第3条（合併をする会社の商号及び住所）

吸収合併消滅会社（甲）及び吸収合併存続会社（乙）の商号及び住所は、それぞれ次のとおりである。

(1) 吸収合併消滅会社（甲）

商号：株式会社地球快適化インスティテュート
住所：東京都千代田区丸の内一丁目1番1号

(2) 吸収合併存続会社（乙）

商号：三菱ケミカルグループ株式会社
住所：東京都千代田区丸の内一丁目1番1号

第4条（合併に際して交付する金銭等）

乙は、本合併に際して、甲の株主に対して、乙の株式又はこれに代わる金銭等の対価を交付しない。

第5条（資本金及び資本準備金に関する事項）

乙の資本金及び資本準備金の額は、本合併により変動しないものとする。

第6条（株主総会）

本合併は、会社法第796条第2項に定める簡易合併及び同法第784条第1項に定める略式合併の規定により、甲及び乙において本契約に関する株主総会の承認を

得ることなく行うものとする。

第7条（善管注意義務等）

甲及び乙は、本契約締結後、本効力発生日に至るまでの間、善良な管理者の注意をもって、それぞれの業務執行及び財産の管理を行い、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼすような行為をなす場合には、あらかじめ甲及び乙が協議し、合意の上これを行う。

第8条（条件変更・解除）

本契約締結後、本効力発生日に至るまでの間、天災地変その他の事由により、甲又は乙の財産状態、経営状態に重要な変動を生じた場合、本合併の実行に重大な支障が生じた場合、その他必要がある場合には、甲及び乙が協議し合意の上、本契約を変更し又は解除することができる。

第9条（協議事項）

本契約に定めのない事項又は本契約の解釈に疑義を生じた事項については、甲及び乙は誠意をもって協議解決する。

本契約の成立を証するため、本書1通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、本書を乙が、写しを甲が保有する。

2023年2月7日

甲

東京都千代田区丸の内一丁目1番1号
株式会社地球快適化インスティテュート
代表取締役 日下 晴彦

乙

東京都千代田区丸の内一丁目1番1号
三菱ケミカルグループ株式会社
代表執行役 執行役社長 ジョンマーク・ギルソン

別紙 2 吸収合併存続会社（三菱ケミカルグループ株式会社）の最終事業年度
に係る計算書類等

第17回 定時株主総会 招集ご通知

- ・新型コロナウイルス感染拡大防止のため、郵送・インターネットによる事前の議決権行使にご協力ください。なお、株主総会の模様はライブ配信によりご覧いただけますのでご利用ください。
- ・ご来場の株主様へのお土産は取り止めとさせていただきます。

●●目次

■第17回定時株主総会招集ご通知	2
■株主総会参考書類	5
第1議案 定款一部変更の件	
第2議案 取締役9名選任の件	
(添付書類)	
■事業報告	21
■連結計算書類	49
■計算書類	51
■監査報告	53

株主の皆様へ

平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

当社第17回定時株主総会の招集ご通知をお届けするにあたり、まず、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の拡大により直接的もしくは間接的な被害を受けている皆様に、心よりお見舞い申し上げます。

2021年度(2021年4月1日から2022年3月31日まで)は、COVID-19による経済社会活動の制限が徐々に緩和され正常化に向けた動きがみられた一方で、新たな変異株による感染拡大など、依然として経済の先行きに対する不透明な状況が続きました。

国内外の需要は前期に比べ回復基調で推移しましたが、ウクライナ情勢の影響等もあり、原燃料価格の上昇が続いています。当社グループはこれらの厳しい事業環境に迅速に対応し、売上収益・利益ともに前期に比較し大きく増加する結果となりました。

2021年度の期末配当金につきましては、1株当たり15円とさせていただきます。

なお、年間の配当金は、中間配当金として1株につき15円をお支払いしておりますので、30円(前年度は1株につき24円)となります。

当社は、昨年12月に公表した新経営方針「Forging the future 未来を拓く」において、グループの成長力を引き出し、卓越したオペレーションを実現するための明確な戦略を定めました。

また本年4月より、グループ全体を「One Company, One Team」として、効率的に一体運営する体制をスタートさせました。

私たち三菱ケミカルホールディングスグループは、この新体制のもと、イノベーションを通じて企業価値を高めながら、KAITEKIの実現－社会的価値と経済的価値を持続的に両立させる私たちのビジョンの実現に全力で取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、引き続きご支援を賜りますようお願い申し上げます。

2022年6月

取締役 執行役社長
ジョンマーク・ギルソン



2022年6月2日

東京都千代田区丸の内一丁目1番1号

株式会社三菱ケミカルホールディングス

取締役 執行役社長 ジョンマーク・ギルソン

第17回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第17回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会におきましては、当日株主総会会場にご来場されなくとも、株主総会の模様をインターネットを通じてリアルタイムにご視聴いただけるようライブ配信を行います。

(ご視聴方法は、同封の別紙「株主総会インターネット参加のご案内」をご覧ください。)

当日ご来場されない場合は、「議決権の行使等について」(3頁～4頁)のご案内に従って、郵送又はインターネットにより事前に議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

日 時	2022年6月24日(金曜日) 午前10時から(受付開始 午前9時)
場 所	ロイヤルパークホテル3階「ロイヤルホール」 東京都中央区日本橋蛸殻町二丁目1番1号(裏表紙の「株主総会会場」をご参照ください。)
目的事項	<p>報告事項</p> <p>1. 第17期 (2021年4月1日から2022年3月31日まで) 事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査委員会の連結計算書類監査結果報告の件</p> <p>2. 第17期 (2021年4月1日から2022年3月31日まで) 計算書類報告の件</p> <p>決議事項</p> <p>第1議案 定款一部変更の件</p> <p>第2議案 取締役9名選任の件</p>

以 上

インターネットによる開示について

1. 会社の新株予約権等に関する事項、業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要、会社の支配に関する基本方針、連結持分変動計算書及び連結注記表、並びに株主資本等変動計算書及び個別注記表につきましては、法令及び当社定款第18条に基づき、下記の当社ホームページに掲載しておりますので、本株主総会招集ご通知添付書類には記載しておりません。
2. 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に記載すべき事項の内容を修正する必要がある場合は、修正後の内容を下記の当社ホームページに掲載いたしますので、ご了承ください。

【当社ホームページ】 <https://www.mitsubishichem-hd.co.jp/>

議決権の行使等について

議決権は、株主の皆様の大切な権利です。「株主総会参考書類」(5頁～20頁)をご検討の上、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

議決権の行使には次の3つの方法がございます。



郵送

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご記入の上、切手を貼らずにご投函ください。

行使
期限

2022年6月23日(木曜日)
午後5時45分到着分まで



インターネット

パソコン又はスマートフォンから、議決権行使サイトにアクセスし、賛否をご入力ください。

行使
期限

2022年6月23日(木曜日)
午後5時45分まで

※議決権行使サイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料・通信料等は株主様のご負担となります。



株主総会ご出席

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日時

2022年6月24日(金曜日)
午前10時(受付開始:午前9時)

議決権行使書のご記入方法のご案内

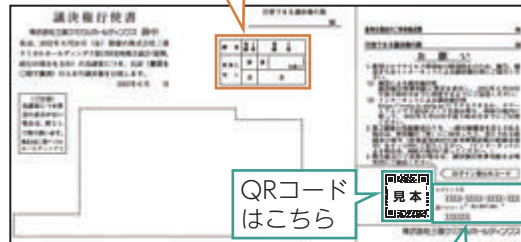
※当日ご出席の場合は、議決権行使書用紙の郵送又はインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

第1議案

- ▷ 賛成の場合：「賛」の欄に○印を
- ▷ 反対の場合：「否」の欄に○印を

第2議案

- ▷ 全員賛成の場合：「賛」の欄に○印を
- ▷ 全員反対の場合：「否」の欄に○印を
- ▷ 一部の候補者に：「賛」の欄に○印をご記入
反対される場合の上、反対される候補者の
番号をカッコ内にご記入
ください。



ログインIDと仮パスワードが記載されています。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

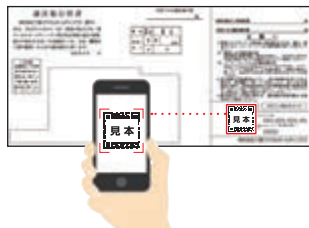
インターネットによる議決権行使のご案内

※毎日午前2時から午前5時までは取扱いを休止します。

QRコードを読み取る方法

スマートフォンでは、ログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコード（右側）を読み取ってください。



- 2 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。



※画面イメージです。

QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。
再行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使サイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使サイトにアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載の「ログインID」及び「仮パスワード」を入力しクリックしてください。



「ログインID」及び
「仮パスワード」を入力
「ログイン」を
クリック

- 3 新しいパスワードを登録してください。



「新しいパスワード」
を入力
「送信」を
クリック

- 4 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

システム等に関する お問い合わせ

三菱UFJ信託銀行(株) 証券代行部 (ヘルプデスク)
電話 **0120-173-027** (通話料無料/受付時間 午前9時~午後9時)

議決権行使が重複して なされた場合のお取扱い

議決権行使書用紙の郵送とインターネットの双方で議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効とさせていただきます。また、インターネットによって議決権行使を複数回された場合は、最後の議決権行使を有効とさせていただきます。

機関投資家の皆様へ

(株)ICJが運営する「機関投資家向け議決権電子行使プラットフォーム」にご参加の株主様は、当該プラットフォームより議決権を行使いただけます。

代理人による議決権行使

当日ご出席願えない場合は、議決権を有する他の株主1名を代理人として株主総会にご出席いただくことができます。なお、この場合、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

(1) 当社は、2021年12月に公表した新経営方針「Forging the future 未来を拓く」に基づき、2022年4月1日以降、「One Company, One Team」の考えによるフラットな組織体制への移行を進めております。

この一環として、当社グループが一体となって戦略を遂行する新組織体制を表すため、2022年7月1日をもって商号を「三菱ケミカルグループ株式会社」へ変更するものであります。

当社は、効率性を追求した事業運営と事業の成長力を引き出す明確な戦略のもと、三菱ケミカルグループの企業価値の最大化をめざしてまいります。

(2) 「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- ① 変更案第18条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- ② 変更案第18条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第18条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- ④ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部は変更箇所を示しております)

現行定款	変更案
(商号) 第1条 本会社は、株式会社三菱ケミカルホールディングスと称する。英文では、 <u>Mitsubishi Chemical Holdings Corporation</u> とする。	(商号) 第1条 本会社は、 <u>三菱ケミカルグループ株式会社</u> と称する。英文では、 <u>Mitsubishi Chemical Group Corporation</u> とする。
第2条～第17条 <記載省略>	第2条～第17条 <現行のとおりに>

現行定款	変更案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第18条 本社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(新 設)</p>	<p>(削 除)</p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第18条 本社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2 本社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>
<p>第19条～第41条 <記載省略></p> <p>附 則</p>	<p>第19条～第41条 <現行のとおり></p> <p>附 則</p>
<p>第1条 <記載省略></p> <p>(新 設)</p>	<p>第1条 <現行のとおり></p> <p>第2条 定款第1条（商号）の変更は、2022年7月1日から効力を生ずるものとする。</p> <p>2 本附則第2条は、前項の効力発生日後にこれを削除する。</p>

現行定款	変更案
<p>(新 設)</p>	<p>第3条 <u>定款第18条の変更は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</u></p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第18条はなお効力を有する。</u></p> <p>3 <u>本附則第3条は、施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

第2議案 取締役9名選任の件

取締役12名全員は、本総会終結の時をもってその任期を満了いたしますので、指名委員会の決定に基づき、取締役9名をご選任願いたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	現在の当社における地位及び担当	取締役候補者に特に期待する分野*						
			経	財	技	リ	戦	法	国
1	Jean-Marc Gilson ジョンマーク・ギルソン	取締役兼執行役社長 再任	●				●		●
2	ふじ わら けん 藤 原 謙	取締役兼執行役 エグゼクティブバイスプレジデント 再任 指名委員				●		●	●
3	Glenn Fredrickson グレン・フレデリクソン	取締役 再任			●		●		●
4	かた やま ひろ し 片 山 博 史	取締役 監査委員 再任				●		●	●
5	はし もと たか ゆき 橋 本 孝 之	取締役 指名委員、報酬委員 再任 社外 独立役員	●				●		●
6	ほど ちか とも 程 近 智	取締役 指名委員、報酬委員 再任 社外 独立役員	●		●				●
7	きく ち きよみ 菊 池 きよみ	取締役 指名委員、監査委員 再任 社外 独立役員					●	●	●
8	やま だ たつ み 山 田 辰 己	取締役 監査委員、報酬委員 再任 社外 独立役員		●			●		●
9	まさ い たか こ 政 井 貴 子	取締役 指名委員、監査委員 再任 社外 独立役員		●			●		●

*ご参考までに、各取締役候補者に特に期待する分野を3つまで記載しております。

経 経営経験	財 財務・会計	技 科学技術・IT・生産	リ リスクマネジメント
戦 事業戦略・マーケティング	法 法務・法規制等	国 国際性・多様性	

なお、当社では「三菱ケミカルホールディングス・コーポレートガバナンス基本方針」を制定し、取締役会の構成、取締役候補者の指名方針等について規定しております。概要は次のとおりです。

取締役会の構成

当社グループの経営の基本方針を策定し、適切に経営を監督するため、経営経験、財務・会計、科学技術・IT・生産、リスクマネジメント、事業戦略・マーケティング、法務・法規制等、国際性・多様性の各項目の観点で、高度な専門的知識と高い見識を有する取締役を選任する。

取締役会の監督機能の強化を図るため、取締役の過半数は執行役を兼任しない。

取締役候補者の指名方針

指名委員会は、以下の基準を満たす人物を取締役候補者として指名する。

- ・指名委員会等設置会社における取締役の責務を果たすのに必要な高い見識と洞察力、客観的かつ公平・公正な判断力を有していること
- ・高い倫理観、遵法精神を有していること
- ・取締役としての責務を果たすのに十分な健康状態であること
- ・社外取締役については、別に定める独立性の基準（20頁）を満たし、かつ職務遂行のための十分な時間が確保できる者。加えて、社外取締役間の多様性が確保できること

候補者
番号 1Jean-Marc
Gilson
ジョンマーク・ギルソン**再任**

生年月日	1963年12月6日
所有する当社株式の数	387,119株
在任期間	1年
取締役会等の出席状況	取締役会 7回/7回 (100%)
現在の当社における 地位及び担当	取締役兼執行役社長

【略歴】

1989年 8月	Dow Corning社 入社	2011年 2月	Avantor Performance Materials社 Chief Executive Officer (2011年12月まで)
2005年 6月	同社 Corporate Vice President & General Manager of Specialty Chemicals Business, President Asian Area (2009年6月まで)	2012年 2月	NuSil Technology社 Vice Chairman & Chief Operating Officer (2014年6月まで)
	東レ・ダウコーニング(株) Shareholder Representative Director (2009年6月まで)	2014年 9月	Roquette社 Chief Executive Officer (2020年12月まで)
2009年 6月	同社 Executive Vice President & General Manager of Specialty Chemicals Business (2010年12月まで)	2021年 2月	当社エグゼクティブアドバイザー
		2021年 4月	当社執行役社長
		2021年 6月	当社取締役兼執行役社長 現在に至る

【重要な兼職の状況】

(株)地球快適化インスティテュート取締役

【取締役候補者とした理由及び期待される役割等】

ジョンマーク・ギルソン氏は、欧米、アジアの化学企業において経営に携わるなど、国際的な企業経営、スペシャリティケミカル分野やライフサイエンス分野における豊富な経験と高い見識を有しています。2021年4月からは執行役社長として当社の経営を担っており、当社グループのポートフォリオ・トランスフォーメーションの加速及び持続的成長に向けた様々な施策を主導するとともに、取締役会では、経営全般の状況を定期的に報告し、取締役会に対する説明責任を果たしています。これらのことから、取締役会における経営の基本方針の策定及び経営に対する適切な監督への貢献が期待されるため、引き続き選任をお願いするものです。

候補者
番号 2ふじわら
藤原 けん
謙

再任

生年月日	1960年8月10日
所有する当社株式の数	30,061株
在任期間	4年
取締役会等の出席状況	取締役会 9回/9回 (100%)
	指名委員会 6回/6回 (100%)
	報酬委員会 2回/2回 (100%)

現在の当社における
地位及び担当

取締役兼執行役エグゼクティブバイス
プレジデント（法務、内部統制、
人事、総務、コーポレート・セクレタリー担当）
コンプライアンス推進統括執行役
ゼネラルカウンシル
指名委員

【略歴】

1984年 4月	三菱化成工業(株)入社	2018年 4月	当社執行役常務
2015年 4月	当社執行役員	2018年 6月	当社取締役兼執行役常務
2017年 4月	三菱ケミカル(株)執行役員（2018年3月まで）	2022年 4月	当社取締役兼執行役エグゼクティブバイス プレジデント 現在に至る

【重要な兼職の状況】

三菱ケミカル(株)取締役、田辺三菱製薬(株)取締役、(株)生命科学インスティテュート取締役、三菱化学控股管理（北京）社董事

【取締役候補者とした理由及び期待される役割等】

藤原謙氏は、当社グループの法務部門において、国際的なリスクマネジメントやM&Aに携わるなど、豊富な経験と高い見識を有しており、現在は執行役エグゼクティブバイスプレジデントとして当社の経営に携わっています。取締役会では、執行役として説明責任を果たすとともに、2021年度からは議長として、筆頭独立社外取締役や執行役社長と協議を行い、取締役会が監督機能を果たしうる議題を設定するなど、取締役会の実効性向上に注力しています。また、指名委員会では、社内出身の委員として実践的・多角的な視点から適切かつ有益な発言を行っています。これらのことから、当社取締役会における経営の基本方針の策定及び経営に対する適切な監督への貢献が期待されるため、引き続き選任をお願いするものです。

候補者
番号 3Glenn Fredrickson
グレン・フレデリクソン**再任**

生年月日	1959年5月8日
所有する当社株式の数	0株
在任期間	8年
取締役会等の出席状況	取締役会 9回/9回 (100%)
現在の当社における地位及び担当	取締役

【略歴】

1990年 1月	カリフォルニア大学サンタバーバラ校 化学工学・材料部准教授	2014年 4月	当社常務執行役員
1991年 7月	カリフォルニア大学サンタバーバラ校 化学工学・材料部教授 (現在に至る)	2014年 6月	当社取締役兼常務執行役員
1998年 5月	カリフォルニア大学サンタバーバラ校 化学工学部長 (2001年7月まで)	2015年 6月	当社取締役兼執行役常務
2001年 3月	三菱化学先端材料研究センター(現 三菱ケミカル先端材料研究センター) (カリフォルニア大学サンタバーバラ校内) センター長(現在に至る)	2017年 4月	当社取締役 現在に至る

【重要な兼職の状況】

カリフォルニア大学サンタバーバラ校 化学工学・材料部教授

【取締役候補者とした理由及び期待される役割等】

グレン・フレデリクソン氏は、米国の大学教授を務めており、ポリマー化学の分野における国際的権威として高い見識を備えるとともに、グローバル企業のコンサルタントとしても豊富な経験を有しています。現在は執行役を兼任しない社内取締役として適切に経営を監督するとともに、最先端技術分野等に関する提言を行っています。これらのことから、当社取締役会における経営の基本方針の策定及び経営に対する適切な監督への貢献が期待されるため、引き続き選任をお願いするものです。



候補者
番号 4

かたやま ひろし
片山 博史

再任

生年月日	1960年4月22日
所有する当社株式の数	11,999株
在任期間	2年
取締役会等の出席状況	取締役会 9回/ 9回 (100%) 監査委員会 13回/13回 (100%)
現在の当社における地位及び担当	取締役 監査委員

【略歴】

1983年 4月	三菱化成工業(株)入社	2018年 4月	同社常務執行役員 (2020年3月まで)
2014年 4月	三菱化学(株)執行役員	2020年 6月	当社取締役
2017年 4月	三菱ケミカル(株)執行役員		現在に至る

【重要な兼職の状況】

(株)生命科学インスティテュート 監査役

【取締役候補者とした理由及び期待される役割等】

片山博史氏は、当社グループの総務・法務、人事、内部統制推進部門において経営に携わるなど、豊富な経験と高い見識を有しています。現在は社内出身の常勤監査委員として、コーポレート・ガバナンス及びリスクマネジメントに関する深い理解や経験を活かし、内部統制システムの運用状況を把握するとともに定期的に監査委員会で情報を共有する等、主に監査の実効性を確保することを通じて経営を監督しています。これらのことから、当社取締役会における経営の基本方針の策定及び経営に対する適切な監督への貢献が期待されるため、引き続き選任をお願いするものです。



候補者
番号 5 **橋本 孝之**
はしもと たかゆき

再任

生年月日 1954年7月9日

社外

所有する当社株式の数 8,877株

独立役員

在任期間 6年

取締役会等の出席状況	取締役会	9回/9回 (100%)
	指名委員会	8回/8回 (100%)
	報酬委員会	7回/7回 (100%)

現在の当社における 地位及び担当	取締役 指名委員、報酬委員
---------------------	---------------

【略歴】

1978年 4月	日本アイ・ビー・エム(株)入社	2012年 5月	同社取締役会長
2000年 4月	同社取締役	2014年 4月	同社会長
2003年 4月	同社常務執行役員	2015年 1月	同社副会長
2007年 1月	同社専務執行役員	2016年 6月	当社社外取締役（現在に至る）
2008年 4月	同社取締役専務執行役員	2017年 5月	日本アイ・ビー・エム(株)名誉相談役
2009年 1月	同社取締役社長		現在に至る

【重要な兼職の状況】

日本アイ・ビー・エム(株)名誉相談役、カゴメ(株)社外取締役、中部電力(株)社外取締役、
デロイトトーマツ合同会社独立非業務執行役員、有限責任監査法人トーマツ独立非業務執行役員

【取締役候補者とした理由及び期待される役割等】

橋本孝之氏は、グローバル企業の日本法人で社長、会長を歴任するなど、会社経営の豊富な経験とデジタルビジネスに関する高い見識を有しています。取締役会では、グローバル経営、事業ポートフォリオ戦略、リスクマネジメント等に関し有益な提言をいただくとともに、経営全般を独立かつ公平な立場から監督いただいています。2021年度からは筆頭独立社外取締役として、社外取締役の意見を集約し、取締役会議長及び執行役社長と協議を行うとともに、社外取締役のみで構成される会議体を主宰いただいています。また、指名委員長として、経営陣のサクセッション・プラン及び取締役、執行役の候補者の指名について、公正で透明性の高い決定に主導的な役割を果たしています。これらのことから、当社取締役会における経営の基本方針の策定及び経営に対する適切な監督への貢献が期待されるため、引き続き選任をお願いするものです。



候補者番号 6 ほど ちかとも 程 近智

再任

社外

独立役員

生年月日	1960年7月31日
所有する当社株式の数	0株
在任期間	3年
取締役会等の出席状況	取締役会 9回/9回 (100%)
	指名委員会 8回/8回 (100%)
	報酬委員会 7回/7回 (100%)
現在の当社における地位及び担当	取締役 指名委員、報酬委員

【略歴】

1982年 9月	アクセンチュア(株)入社	2017年 9月	同社取締役相談役
2005年 9月	同社代表取締役	2018年 7月	同社相談役 (2021年8月まで)
2006年 4月	同社代表取締役社長	2019年 6月	当社社外取締役
2015年 9月	同社取締役会長		現在に至る

【重要な兼職の状況】

オリックス(株)社外取締役、コニカミノルタ(株)社外取締役、(株)マイナビ社外取締役、三井住友DSアセットマネジメント(株)社外取締役

【取締役候補者とした理由及び期待される役割等】

程近智氏は、経営コンサルティング及びITサービスを提供するグローバル企業の日本法人で社長、会長を歴任するなど、会社経営の豊富な経験と経営ノウハウに関する高い見識を有しています。取締役会では、グローバル経営、ポートフォリオマネジメント、ESG視点からの企業価値向上等に関し有益な提言をいただくとともに、経営全般を独立かつ公平な立場から監督いただいています。また、報酬委員長として、取締役及び執行役の報酬制度の設計及び運用について、公正で透明性の高い決定に主導的な役割を果たしています。これらのことから、当社取締役会における経営の基本方針の策定及び経営に対する適切な監督への貢献が期待されるため、引き続き選任をお願いするものです。

候補者
番号 7

菊池 きよみ

再任

生年月日 1963年2月2日

社外

所有する当社株式の数 0株

独立役員

在任期間 3年

取締役会等の出席状況	取締役会	9回/ 9回 (100%)
	指名委員会	8回/ 8回 (100%)
	監査委員会	14回/14回 (100%)

現在の当社における
地位及び担当

取締役 指名委員、監査委員

【略歴】

1986年 4月	(株)第一勧業銀行（現 (株)みずほ銀行）入社 （1990年12月まで）	2003年10月	あさひ法律事務所
1999年 4月	弁護士登録 あさひ法律事務所	2004年 9月	太陽法律事務所（現 ポールヘイスティングス法律事務所・外国法共同事業）
2002年 9月	アレン・アンド・オーヴェリー法律事務所 （ロンドン）	2006年 9月	JPモルガン証券(株)
2003年 5月	ニューヨーク州弁護士資格取得	2008年 4月	TMI総合法律事務所（現在に至る）
		2019年 6月	当社社外取締役 現在に至る

【重要な兼職の状況】

TMI総合法律事務所弁護士、西松建設(株)社外取締役、ジェコス(株)社外監査役、ニッセイアセットマネジメント(株)社外監査役

【取締役候補者とした理由及び期待される役割等】

菊池きよみ氏は、企業法務を専門とする弁護士としての高い見識に加え、金融機関における勤務など豊富な経験を有しています。取締役会では、取締役会の役割や責務、リスク評価、グローバル・ガバナンス等に関し有益な提言をいただくとともに、経営全般を独立かつ公平な立場から監督いただいています。また、指名委員及び監査委員として、当社のコーポレート・ガバナンスの実効性の確保に貢献いただいています。これらのことから、当社取締役会における経営の基本方針の策定及び経営に対する適切な監督への貢献が期待されるため、引き続き選任をお願いするものです。なお、同氏は、社外役員以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、当社の社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しています。



候補者
番号 8

やま だ たつ み
山田 辰己

再任

社外

独立役員

生年月日	1953年6月7日
所有する当社株式の数	4,252株
在任期間	2年
取締役会等の出席状況	取締役会 9回/ 9回 (100%)
	監査委員会 14回/14回 (100%)
	報酬委員会 7回/ 7回 (100%)
現在の当社における地位及び担当	取締役 監査委員、報酬委員

【略歴】

1976年 4月	住友商事(株)入社 (1993年6月まで)	2014年10月	国際評価基準審議会評議員 (2020年10月まで)
1980年 3月	公認会計士登録	2015年 9月	中央大学商学部特任教授 (現在に至る)
1993年 7月	中央監査法人 (2001年3月まで)	2016年 4月	金融庁公認会計士・監査審査会委員 (2022年3月まで)
2001年 4月	国際会計基準審議会理事 (2011年6月まで)	2020年 6月	当社社外取締役 現在に至る
2011年 9月	有限責任 あずさ監査法人 (2018年6月まで)		
2012年 1月	同監査法人理事 (2015年6月まで)		
2014年 2月	国際統合報告評議会 (現 バリュース・レポート ィング財団) アンバサダー (現在に至る)		

【重要な兼職の状況】

公認会計士、中央大学商学部特任教授、(株)乃村工藝社社外監査役

【取締役候補者とした理由及び期待される役割等】

山田辰己氏は、公認会計士としての豊富な経験に加え、国際会計の専門家として高い見識を有しています。取締役会では、財務・会計、開示のあり方、市場評価等に関し有益な提言をいただくとともに、経営全般を独立かつ公平な立場から監督いただいています。また、監査委員長及び報酬委員として、当社のコーポレート・ガバナンスの実効性の確保に貢献いただいています。これらのことから、当社取締役会における経営の基本方針の策定及び経営に対する適切な監督への貢献が期待されるため、引き続き選任をお願いするものです。なお、同氏は、社外役員以外の方法で会社経営に関与したことがありませんが、上記の理由により、当社の社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しています。

候補者
番号

9

まさ い たか こ
政井 貴子
(現姓：西田^{にしだ})

再任

生年月日

1965年3月8日

社外

所有する当社株式の数

0株

独立役員

在任期間

1年

取締役会等の出席状況

取締役会 6回/ 6回 (100%)

指名委員会 5回/ 5回 (100%)

監査委員会 10回/10回 (100%)

現在の当社における
地位及び担当

取締役 指名委員、監査委員

【略歴】

1988年11月	ノヴァ・スコシア銀行東京支店入行	2015年 7月	同社執行役員金融市場調査部長
2007年 5月	(株)新生銀行キャピタルマーケティング部部長	2016年 4月	同社執行役員金融調査部長
2011年10月	同社市場営業本部部長	2016年 6月	日本銀行政策委員会審議委員 (2021年6月まで)
2013年 4月	同社執行役員市場営業本部市場調査室長	2021年 7月	当社社外取締役 現在に至る

【重要な兼職の状況】

SBI金融経済研究所(株)取締役代表理事、飛鳥建設(株)社外取締役、ブラックロック・ジャパン(株)社外取締役

【取締役候補者とした理由及び期待される役割等】

政井貴子氏は、外資系を含む複数の銀行において、金融商品・サービスを提供する部門や経済情勢を調査する部門の責任者を歴任し、日本銀行の政策委員会審議委員を務めるなど、金融・経済情勢の分析や金融政策の運営に関する豊富な経験と高い見識を有しています。取締役会では、ファイナンスや市場リスクマネジメントの観点から有益な提言をいただくとともに、経営全般を独立かつ公平な立場から監督いただいています。また、指名委員及び監査委員として、当社のコーポレート・ガバナンスの実効性の確保に貢献いただいています。これらのことから、当社取締役会における経営の基本方針の策定及び経営に対する適切な監督への貢献が期待されるため、引き続き選任をお願いするものです。

- (注) 1.各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
- 2.候補者政井貴子氏は、2021年7月の当社取締役就任後、当期中に開催された取締役会等への出席状況について記載しております。
- 3.候補者橋本孝之、程近智、菊池きよみ、山田辰己及び政井貴子の5氏は、社外取締役候補者であります。当社は、橋本孝之、程近智、菊池きよみ、山田辰己及び政井貴子の5氏を(株)東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、本議案が承認可決され、5氏が社外取締役に就任した場合、引き続き独立役員となる予定であります。なお、橋本孝之、程近智、菊池きよみ、山田辰己及び政井貴子の5氏は、当社の定める「社外役員の独立性に関する基準」(次頁)を満たしております。
- 4.候補者橋本孝之氏は、日本アイ・ビー・エム(株)の名誉相談役であり、同社グループと当社グループとの間には取引がございますが、2021年度の取引額は、同社連結売上高及び当社連結売上高の1%未満と極めて僅少であることから、独立性に問題はないと判断しております。候補者菊池きよみ氏は、TMI総合法律事務所の弁護士であり、同事務所と当社グループとの間には取引がございますが、2021年度の取引額は、同事務所の収入及び当社連結売上高の1%未満と極めて僅少であることから、独立性に問題はないと判断しております。
- 5.当社は、候補者橋本孝之、程近智、菊池きよみ、山田辰己及び政井貴子の5氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。本議案が承認可決された場合、5氏との間の当該責任限定契約を継続する予定であります。
- 6.当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金、争訟費用等を当該保険契約により填補することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
- 7.候補者橋本孝之氏は、2019年6月まで(株)HIの社外監査役に就任しておりましたが、その在任中、同社は、民間航空機エンジン整備事業で不適切な作業を実施していたことにより、経済産業省及び国土交通省から行政処分を受けました。同氏は、事前に当該事実を認識しておりませんでした。日頃から社外監査役として法令遵守や内部統制の重要性について助言を行っておりました。当該事実の判明後は、事実関係等の調査の進捗について逐次報告を受けて状況を把握し、安全性に対する影響を速やかに調査すること、再発防止に向けた適切な措置を講ずること、コンプライアンス体制のさらなる強化を求めするなど、その職責を適切に果たしておりました。
- 8.候補者政井貴子氏は、婚姻により西田姓となりましたが、旧姓の政井で職務を執行しております。

以上

社外役員の独立性に関する基準

社外取締役は、以下の要件に該当せず、一般株主と利益相反の無い公正かつ中立的な立場で当社経営の監督にあたることのできる者を選任する。

1. 当社の関係者

①当社グループの業務執行取締役、執行役、執行役員、支配人、従業員、理事、パートナー等（以下「業務執行者」という。）

②過去10年間に於いて当社グループの業務執行者となったことがある者

2. 主要株主

当社の総議決権数の10%以上を直接若しくは間接に有する者又は法人の業務執行者

3. 主要な取引先

①当社並びに三菱ケミカル(株)、田辺三菱製薬(株)、(株)生命科学インスティテュート及び日本酸素ホールディングス(株)（以下「当社グループの主要子会社」という。）を主要な取引先とする法人^{*1}の業務執行者

②当社及び当社グループの主要子会社の主要な取引先^{*2}の業務執行者

4. 会計監査人

当社グループの会計監査人又はその社員等

5. 個人としての取引

当社及び当社グループの主要子会社から年間1,000万円以上の金銭その他財産上の利益を得ている者

6. 寄付

当社及び当社グループの主要子会社から年間1,000万円以上の寄付・助成を受けている者又は法人の業務執行者

7. 役員の相互就任

当社グループの役員・従業員を役員に選任している法人の業務執行者

8. 近親者等

①当社グループの重要な業務執行者の配偶者、二親等以内の親族又は生計を同一にする者（以下「近親者」という。）

②3から7に該当する者の近親者

※1 当該取引先が直近事業年度における年間連結売上高の2%以上の支払いを当社及び当社グループの主要子会社から受けた場合、当社を主要な取引先とする法人とする。

※2 当社及び当社グループの主要子会社が直近事業年度における年間連結売上高の2%以上の支払いを当該取引先から受けた場合又は当該取引先が当社グループに対し当社の連結総資産の2%以上の金銭を融資している場合、当該取引先を当社の主要な取引先とする。

※3 3から7の要件については、過去3年間に於いて、当該要件に該当したことがある場合を含むものとする。

(添付書類)

事業報告 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当社グループは、(株)三菱ケミカルホールディングスのもと、三菱ケミカル(株)、田辺三菱製薬(株)、(株)生命科学インスティテュート及び日本酸素ホールディングス(株)並びにこれらの子会社から構成され、機能商品、素材、ヘルスケアの3つの分野において、事業活動を行っております。

当社グループを取り巻く事業環境につきましては、新型コロナウイルス感染症による影響から各国の経済活動に持ち直しの動きがみられる中で、国内外の需要が前期に比べ回復基調で推移しました。一方で、資源価格の動向を背景に原燃料価格は継続的に上昇しており、当第4四半期においてはウクライナ情勢の影響を受けて高騰するなど、先行きに対し不透明感のある状況が続いています。

このような状況の下、当社グループの当期連結業績につきましては、売上収益は3兆9,769億円（前期比7,194億円増）となりました。

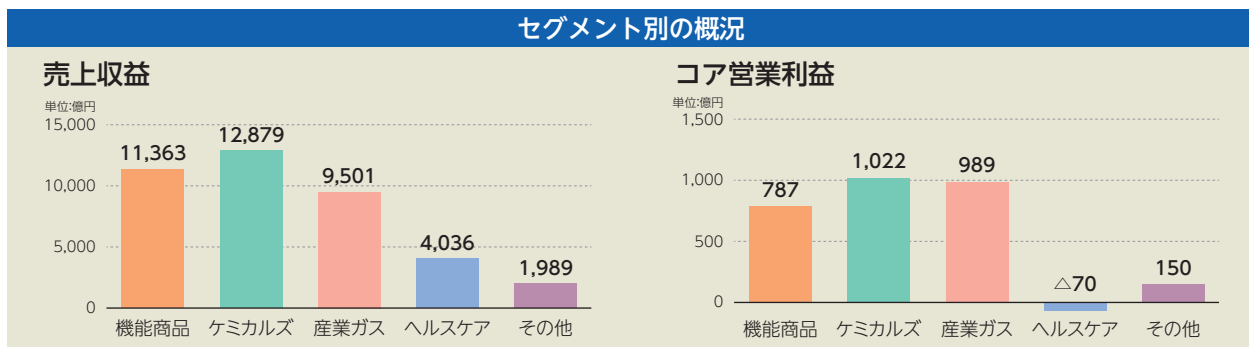
利益面では、コア営業利益(*)は2,723億円（前期比976億円増）、営業利益は3,032億円（前期比2,557億円増）となりました。

親会社の所有者に帰属する当期利益は1,772億円（前期比1,848億円増）となりました。

(*) コア営業利益は、営業利益から非経常的な要因により発生した損益(非経常項目)を除いて算出しております。

分野別の状況は、以下（22頁～24頁）のとおりであります。

売上収益	コア営業利益	営業利益	親会社の所有者に帰属する当期利益
3兆9,769億円 前期比7,194億円増	2,723億円 前期比976億円増	3,032億円 前期比2,557億円増	1,772億円 前期比1,848億円増



(注) 当社グループは、国際会計基準 (IFRS) を適用しております。

機能商品
分野

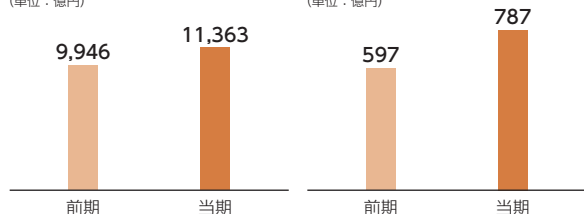
機能商品セグメント

主要
事業

ポリマーズ&コンパウンズ、
フィルムズ&モールドィングマテリアルズ、
アドバンストソリューションズ

売上収益 **1兆1,363**億円
(単位：億円)

コア営業利益 **787**億円
(単位：億円)



当セグメントの売上収益は1兆1,363億円（前期比1,417億円増）となり、コア営業利益は787億円（前期比190億円増）となりました。

ポリマーズ&コンパウンズにおいては、自動車向け等の販売数量が増加したことに加え、ポリマーズの一部製品において市況が上昇したことにより、売上収益は増加しました。

フィルムズ&モールドィングマテリアルズにおいては、需要の回復に伴いモールドィングマテリアルズの自動車向け等を中心に販売数量が増加したことに加え、フィルムズのディスプレイ向け光学用途等が上期を中心に好調に推移したことにより、売上収益は増加しました。

アドバンストソリューションズにおいては、経済活動の回復に伴い販売数量が増加したこと等により、売上収益は増加しました。

当セグメントのコア営業利益は、原料価格上昇の影響を受けたものの、自動車向けを中心に総じて販売数量が増加したこと等により、増加しました。

素材分野

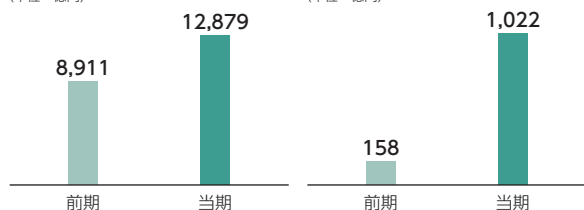
ケミカルズセグメント

主要
事業

MMA、石化、炭素

売上収益 **1兆2,879**億円
(単位：億円)

コア営業利益 **1,022**億円
(単位：億円)



当セグメントの売上収益は1兆2,879億円（前期比3,968億円増）となり、コア営業利益は1,022億円（前期比864億円増）となりました。

MMAは、需要が堅調に推移する中、MMAモノマー等の市況が上昇したことにより、売上収益は増加しました。

石化は、原料価格の上昇等に伴い販売価格が上昇したことに加え、エチレンセンターの定期修理の影響が縮小したことや需要の回復により販売数量が増加したことにより、売上収益は増加しました。

炭素は、需要の回復に伴い輸出コークスの販売価格が上昇したことにより、売上収益は増加しました。

当セグメントのコア営業利益は、石化製品における販売数量の増加と原料価格上昇に伴う在庫評価損益の改善に加え、MMAモノマーや輸出コークス等の市況が上昇したこと等により、増加しました。

素材分野

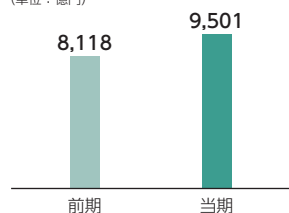
産業ガスセグメント

**主要
事業**

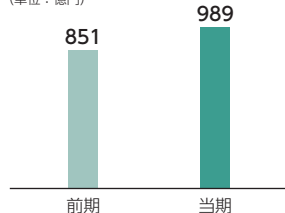
産業ガス

売上収益 9,501 億円

(単位：億円)


コア営業利益 989 億円

(単位：億円)



当セグメントの売上収益は9,501億円（前期比1,383億円増）となり、コア営業利益は989億円（前期比138億円増）となりました。

産業ガスは、国内外の需要が総じて回復したことにより、売上収益及びコア営業利益はともに増加しました。

ヘルスケア 分野

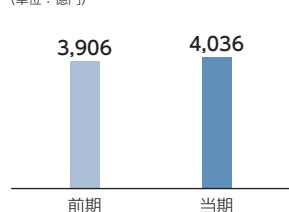
ヘルスケアセグメント

**主要
事業**

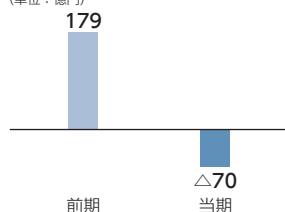
医薬品、ライフサイエンス

売上収益 4,036 億円

(単位：億円)


コア営業利益 △70 億円

(単位：億円)



当セグメントの売上収益は4,036億円（前期比130億円増）となり、コア営業利益は70億円の損失（前期比249億円減）となりました。

医薬品は、国内医療用医薬品で薬価改定等の影響を受けたものの、重点品の販売数量が伸長したこと等により、売上収益は増加しました。

当セグメントのコア営業利益は、新型コロナウイルスワクチンの研究開発費の増加等により減少しました。

なお、ノバルティス・ファーマ社（スイス）に導出した多発性硬化症治療剤「ジレニア」のロイヤリティ収入について、同社がロイヤリティの一部の支払義務がないと主張して申し立てた仲裁手続きが当期においても継続したため、国際会計基準（IFRS）第15号に従い売上収益の認識を行っておりません。

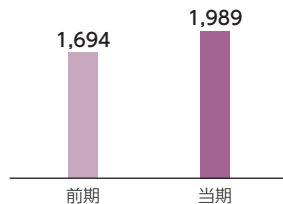
その他

主要 事業

エンジニアリング、運送及び倉庫業

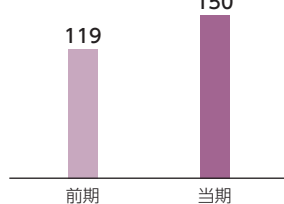
売上収益 **1,989** 億円

(単位：億円)



コア営業利益 **150** 億円

(単位：億円)



その他部門の売上収益は1,989億円（前期比295億円増）となり、コア営業利益は150億円（前期比31億円増）となりました。



(注) 一部の事業等の所管セグメントを見直す等の変更をしております。これに伴い、比較情報としての前期実績を組み替えております。

(2) 対処すべき課題

当社グループは、KAITEKI実現をビジョンとして掲げ、事業活動を通じて地球環境や世界の人々の健康に貢献することをめざし、広範な事業領域で培ってきた独自技術や基盤技術を活用して、イノベーションを高度化することで、既存事業の強化と新たな事業機会の創出に取り組んでまいりました。

当社は、昨年12月、2025年度に向け、企業価値最大化のための新たな経営方針「Forging the future 未来を拓く」（以下「新経営方針」という。）を策定しました。

新経営方針における新たな戦略・組織体制により、加速度的に変化する事業環境や社会ニーズに適応し、来る低炭素社会における成長性と収益性の最大化を図ってまいります。

「新経営方針」は、以下の5つの重点戦略から構成されています。

- 市場の成長性、競争力、サステナビリティにフォーカスしたポートフォリオ
①市場の魅力度、②グループの強み、③カーボンニュートラルという3つの評価基準に基づき注力事業を選別し、当社グループが競争優位性を有する成長市場にフォーカスしたポートフォリオ運営を推進します。最重要戦略市場として、エレクトロニクス及びヘルスケア&ライフサイエンスを位置付けました。
- 分離・再編し、独立化を進める事業
石油化学事業及び炭素事業については、分離・再編し、独立化を進めることで、国内基礎化学産業の再編を主導します。
- グループ全体におけるコスト構造改革
主要な項目別の施策を実行することにより、2025年度までに年間1,000億円超のコスト構造改革を実施し、着実な利益成長を実現します。
- 戦略遂行のためのスリムな組織
本年4月、当社グループ全体を「One Company, One Team」として効率的に一体運営する体制をスタートさせました。
- 戦略的なキャピタル・アロケーション
事業の効率化・売却により得た資金を戦略的に再配分し、業務効率と財務体質の改善を図り、2025年度の財務目標の達成に向け、成長を加速させるための強固な基盤を構築してまいります。

企業の持続的成長の基盤となる、安全管理・コンプライアンスの徹底、内部統制システム及びリスク管理体制の構築を通じたグループガバナンスの強化に引き続き取り組んでまいります。

ウクライナ情勢の影響等、グローバル経済の先行きは依然として不透明ですが、当社グループは、新経営方針における戦略を確実に実行し、企業価値・株主価値の向上を図ってまいります。

ご参考

新経営方針の詳細についてはこちらをご参照ください。

<https://www.mitsubishichem-hd.co.jp/ir/01165.html>



(3) 設備投資の状況

当期における当社グループの設備投資は、総額2,546億円でありました。セグメントごとの状況は、以下のとおりであります。

セグメント	投資額	当期に完成した主要な設備	建設中の主要な設備
■機能商品	687億円	—	エムシー・ペット・フィルム・インドネシア社 ポリエステルフィルム製造設備 Mitsubishi Polyester Film GmbH ポリエステルフィルム製造設備 三菱ケミカルアドバンスドマテリアルズ(株) シーピーシー社関連設備への投資
■ケミカルズ	613億円	—	三菱ケミカル(株) 輸出コース出荷能力増強設備
■産業ガス	747億円	—	—
■ヘルスケア	195億円	—	メディカゴ社(カナダ) ワクチン製造設備

(注) 上記のほか、その他及び全社(共通)において304億円の設備投資を行っております。

(4) 資金調達状況

項目	当期首残高	当期末残高	増減
借入金	1兆5,763億円	1兆4,763億円	1,000億円減
社債、コマーシャル・ペーパー	7,732億円	6,836億円	896億円減
合計	2兆3,495億円	2兆1,600億円	1,895億円減

(5) 主要な借入先の状況 (2022年3月31日現在)

借入先	借入額
(株)みずほ銀行	6,221億円
(株)三菱UFJ銀行	2,625億円

(6) 重要な企業再編等の状況

- 三菱ケミカル(株)の連結子会社である日本ポリケム(株)は、JNC石油化学(株)との合併会社である日本ポリプロ(株)が保有し、ポリプロピレンコンパウンド及びガラス長繊維強化熱可塑性樹脂事業を展開するマイテックス・ポリマーズ・ユーエス社（米国）など海外グループ会社6社を2021年7月に完全子会社としました。
(ケミカルズセグメント)
- 三菱ケミカル(株)は、同社と連結子会社である三菱ケミカルハイテクニカ(株)の結晶質アルミナ繊維事業をApollo Global Management社（米国）の関連会社が投資助言するファンドが保有する特別目的会社White Japan Acquisition(株)へ2022年3月に譲渡しました。
(機能商品セグメント)

(7) 従業員の状況 (2022年3月31日現在)

イ. 企業集団の従業員の状況

セグメント	従業員数	前期末比
機能商品	26,488名	653名増
ケミカルズ	7,705名	348名減
産業ガス	19,398名	40名増
ヘルスケア	7,265名	29名増
その他	7,868名	168名減
全社（共通）	1,060名	29名減
合計	69,784名	177名増

- (注) 1. 特定のセグメントに区分できない基礎的試験研究活動等に係る従業員については、全社（共通）に含めて記載しております。
 2. 執行役員を含んでおります。
 3. 当社グループ外への出向者を含んでおりません。
 4. 一部の事業等の所管セグメントを見直す等の変更をしております。これに伴い、比較情報としての前期実績を組み替えております。

ロ. 当社の従業員の状況

従業員数（前期末比）	平均年齢	平均勤続年数
223名（22名増）	46歳4ヵ月	18年6ヵ月

- (注) 1. 従業員は主に当社子会社からの出向者であり、平均勤続年数は出向元での勤続年数も含んでおります。
 2. 執行役員を含んでおります。
 3. 従業員の増加は、主として、当社グループ内の業務管理体制の変更によるものです。

(8) 財産及び損益の状況の推移

区分	第14期 (2018年度)	第15期 (2019年度)	第16期 (2020年度)	第17期(当期) (2021年度)
売上収益 (億円)	38,403	35,805	32,575	39,769
コア営業利益 (億円)	3,141	1,948	1,747	2,723
ROS (%)	8.2	5.4	5.4	6.8
親会社の所有者に帰属する当期利益 (億円)	1,695	541	△76	1,772
基本的1株当り当期利益 (円)	119.22	38.08	△5.32	124.68
ROE (%)	12.7	4.2	△0.6	13.2
資本合計 (億円)	20,259	14,508	15,711	18,443
1株当り親会社所有者帰属持分 (円)	970.46	824.07	870.40	1,026.03
資産合計 (億円)	55,725	51,321	52,872	55,739

(注) 1. 当社は、国際会計基準(IFRS)を適用しております。

2. ROSは、以下のとおり算出しております。

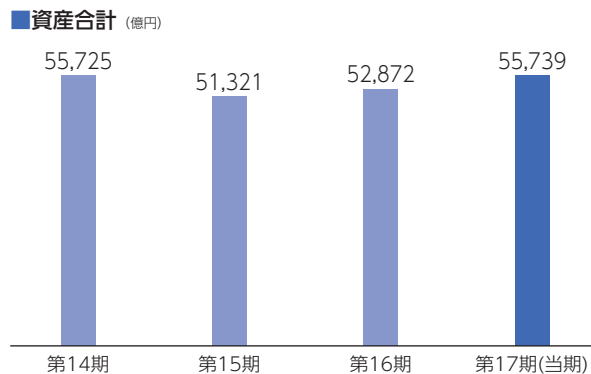
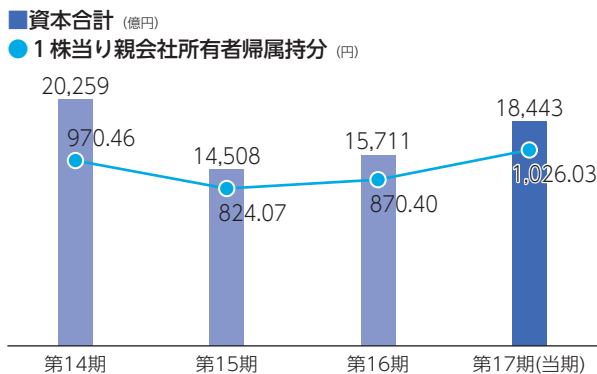
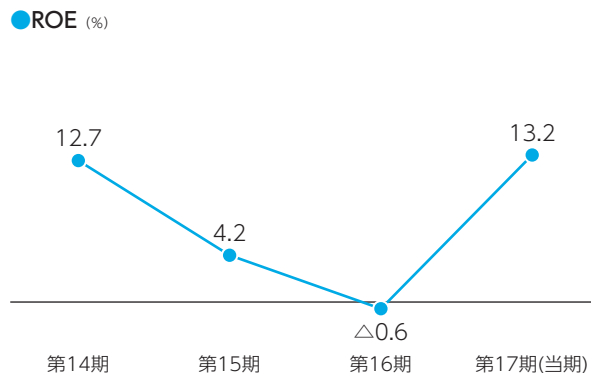
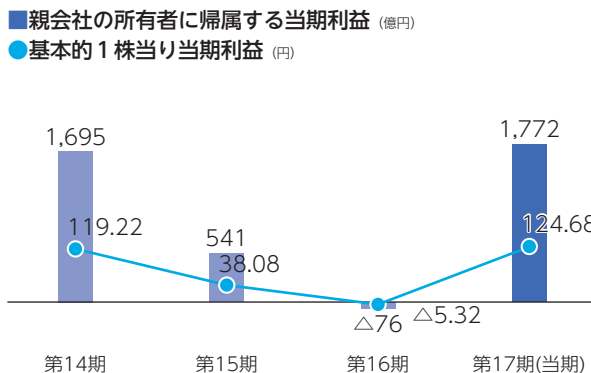
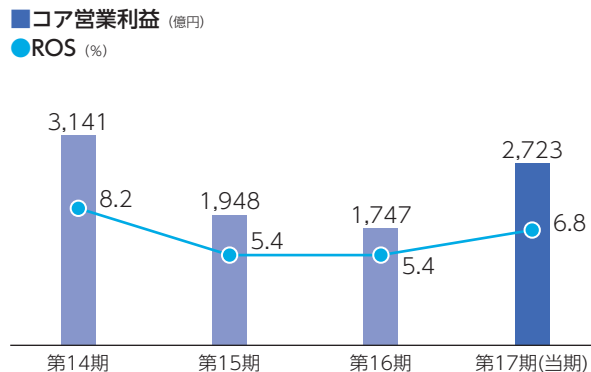
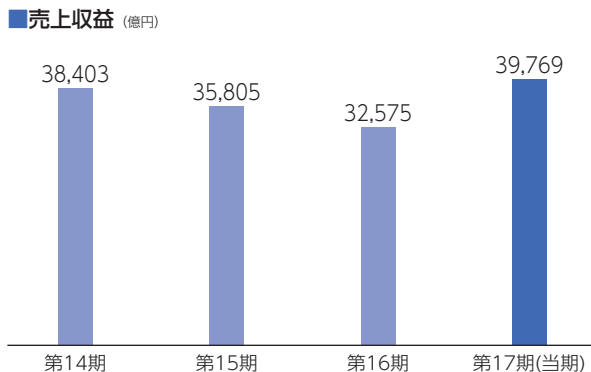
コア営業利益 ÷ 売上収益

3. 基本的1株当り当期利益は、自己株式（役員報酬BIP信託が保有する当社株式を含む。）を控除した期中平均発行済株式総数に基づいて計算しております。

4. 1株当り親会社所有者帰属持分は、自己株式（役員報酬BIP信託が保有する当社株式を含む。）を控除した期末発行済株式総数に基づいて計算しております。

5. ROEは、以下のとおり算出しております。

親会社の所有者に帰属する当期利益 ÷ 親会社所有者帰属持分(期首期末平均)



(9) 当社及び重要な子会社等の状況 (2022年3月31日現在)

イ. 当社

本 社	東京都千代田区丸の内一丁目1番1号
-----	-------------------

ロ. 重要な子会社の状況

<直接出資子会社>

会社名	資本金	当社の出資比率 (%)	主要な事業内容	所在地
三菱ケミカル(株)	532億円	100.0	化学製品の製造・販売	東京都
田辺三菱製薬(株)	500億円	100.0	医薬品の製造・販売	大阪府
(株)生命科学インスティテュート	30億円	100.0	ヘルスケアソリューション事業	東京都
日本酸素ホールディングス(株)	373億円	50.6	子会社管理及びグループ運営を通じた産業ガスの製造・販売	東京都

<間接出資子会社>

セグメント	会社名	資本金	当社の出資比率 (%)	主要な事業内容	所在地
機能商品	ジェイフィルム(株)	12億円	100.0	プラスチックフィルムの製造・販売	東京都
	ジャパンコーティングレジン(株)	1億円	100.0	アクリル系コーティング材用樹脂の製造・販売、合成樹脂エマルジョンとそのパウダーエマルジョンの開発・製造・販売等	大阪府
	三菱ケミカルインフラテック(株)	4億円	100.0	冷熱管材、設備機器、土木・防水・補強資材、物流資材、機能素材、意匠材料、建築材料等の製造・販売	東京都
	MUアイオニックソリューションズ(株)	3.5億円	80.0	リチウムイオン二次電池用・コンデンサー用・金属リチウム一次電池用電解液の開発・製造・販売	東京都
	ソアラス社	200千ドル	83.9	エチレン・ビニルアルコール共重合樹脂等の販売	米 国
	三菱ケミカルアドバンスドマテリアルズ(スイス)社	28百万スイスフラン	100.0	エンジニアリングプラスチック事業等を行う子会社の経営管理	スイス

セグメント	会社名	資本金	当社の 出資比率 (%)	主要な事業内容	所在地
■ケミカルズ	関西熱化学(株)	60億円	51.0	コークスの製造・販売	兵庫県
	日本ポリエチレン(株)	75億円	58.0	ポリエチレンの製造・販売	東京都
	三菱ケミカル メタクリレーツ社	111百万 英ポンド	100.0	MMA事業等を行う子会社の 経営管理	英国
■産業ガス	大陽日酸(株)	15億円	100.0	産業ガスの製造・販売	東京都
	ニッポン・ガシズ・ ユーロ・ホールディング社	100百万 ユーロ	100.0	産業ガス事業を行う子会社の 経営管理	スペイン
	マチソン・トライガス社	56 米ドル	100.0	産業ガスの製造・販売	米国
■ヘルスケア	田辺三菱製薬工場(株)	11億円	100.0	医薬品の製造・販売	大阪府
	ミツビシタナベファーマ ホールディングスアメリカ社	167 米ドル	100.0	米国における医薬品事業展開 に関する目標・戦略の立案・実行 及び米国子会社の経営管理等	米国
■その他	三菱ケミカル エンジニアリング(株)	14億円	100.0	エンジニアリング及び 土木建築、建設、保全その他工事	東京都
	三菱ケミカル物流(株)	15億円	100.0	運送業及び倉庫業等	東京都

八. 特定完全子会社に関する事項

特定完全子会社の名称	特定完全子会社の住所	当社における特定完全子会社の株式の 当期末日における帳簿価額の合計額
三菱ケミカル(株)	東京都千代田区丸の内一丁目1番1号	432,052百万円
田辺三菱製薬(株)	大阪府大阪市中央区道修町三丁目2番10号	703,819百万円

(注) 当社の当期末日に係る貸借対照表の資産の部に計上した額の合計額は1,796,949百万円であります。

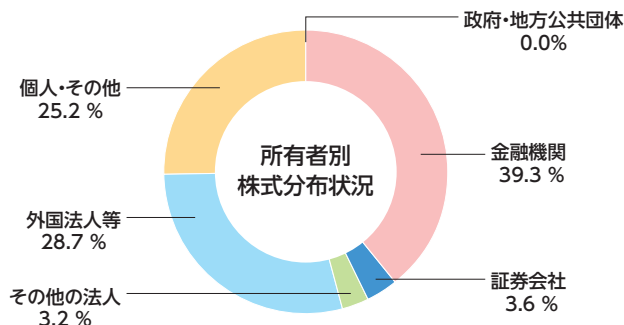
2. 会社の株式に関する事項 (2022年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 6,000,000千株

(2) 発行済株式の総数 1,506,288千株
(前期末比 増減なし)

(3) 株主総数 274,369名
(前期末比 611名増)

(4) 大株主



株主名	当社への出資状況	
	持株数 (千株)	出資比率 (%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社信託口	229,624	16.1
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	122,749	8.6
株式会社日本カストディ銀行信託口	82,609	5.8
明治安田生命保険相互会社	64,389	4.5
日本生命保険相互会社	42,509	3.0
株式会社日本カストディ銀行信託口4	22,105	1.6
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234	21,837	1.5
太陽生命保険株式会社	18,838	1.3
J P モルガン証券株式会社	17,859	1.3
JP MORGAN CHASE BANK 385781	16,592	1.2

(注) 1. 上記のほか、当社が自己株式として82,367千株を保有しておりますが、当該株式については、会社法第308条第2項の規定により議決権を有しておりません。

2. 出資比率は、自己株式 (82,367千株) を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に当社役員に対して職務執行の対価として交付された株式の状況

	株式の種類及び数	交付された者の人数
執行役	当社普通株式 428,322 株	6名

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等 (2022年3月31日現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職先
ジョンマーク・ギルソン	取締役 執行役社長	(株)地球快適化インスティテュート取締役
伊達英文	取締役 報酬委員 執行役常務	日本酸素ホールディングス(株)取締役 (株)三菱ケミカルホールディングスコポレートスタッフ取締役社長
藤原謙	取締役 指名委員 執行役常務	田辺三菱製薬(株)取締役 三菱化学控股管理(北京)社董事
小林喜光	取締役	(株)地球快適化インスティテュート取締役 (株)みずほフィナンシャルグループ社外取締役 東京電力ホールディングス(株)社外取締役 取締役会長
グレン・フレデリクソン	取締役	カリフォルニア大学サンタバーバラ校化学工学・材料部教授
小林茂	取締役 監査委員(委員長)	(株)地球快適化インスティテュート監査役 三菱ケミカル(株)監査役
片山博史	取締役 監査委員	(株)生命科学インスティテュート監査役
橋本孝之	社外取締役 指名委員(委員長) 報酬委員	日本アイ・ビー・エム(株)名誉相談役 カゴメ(株)社外取締役 中部電力(株)社外取締役 デロイトトーマツ合同会社独立非業務執行役員 有限責任監査法人トーマツ独立非業務執行役員
程近智	社外取締役 指名委員 報酬委員(委員長)	オリックス(株)社外取締役 コニカミノルタ(株)社外取締役 (株)マイナビ社外取締役 三井住友DSアセットマネジメント(株)社外取締役

氏名	地位及び担当	重要な兼職先
菊池 きよみ	社外取締役 指名委員 監査委員	TMI総合法律事務所弁護士 西松建設(株)社外取締役 ジェコス(株)社外監査役 ニッセイアセットマネジメント(株)社外監査役
山田 辰己	社外取締役 報酬委員 監査委員	公認会計士 中央大学商学部特任教授 (株)乃村工藝社社外監査役
政井 貴子	社外取締役 指名委員 監査委員	SBI金融経済研究所(株)取締役代表理事 飛鳥建設(株)社外取締役 ブラックロック・ジャパン(株)社外取締役

- (注) 1. 取締役橋本孝之、程近智、菊池きよみ、山田辰己及び政井貴子の5氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であり、また、当社は社外取締役5氏を、(株)東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 取締役山田辰己氏は、公認会計士の資格を有しており、また、取締役政井貴子氏は、複数の銀行での勤務及び日本銀行政策委員会審議委員の経験により、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 社外取締役が兼職している他の法人等と当社との間には、特別な関係はありません。
4. 監査委員長については、2022年4月1日付で、取締役小林茂氏から取締役山田辰己氏に交代しております。
5. 取締役小林茂及び片山博史の両氏は、常勤の監査委員であります。当社は、監査委員会による監査の実効性を高めるため、常勤の監査委員を選定することとしております。
6. 当社と社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。
7. 当社は、当社及び記名子会社の取締役、執行役、監査役及び執行役員等を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、保険料については当社及び記名子会社が全額負担しております。当該保険契約は、被保険者が業務について行った行為に起因して損害賠償責任を負った場合における損害賠償金、争訟費用等を填補するものです。ただし、被保険者による犯罪行為や意図的に違法行為を行った場合等については填補の対象外としております。
8. 取締役政井貴子氏は、婚姻により西田姓となりましたが、旧姓の政井で職務を執行しております。

(2) 社外役員の主な活動状況並びに取締役会及び各委員会への出席状況

氏名	活動状況及び期待される役割に関して行った職務の概要	出席状況
橋本孝之	取締役会では、会社経営の豊富な経験とデジタルビジネスに関する高い見識を活かし、グローバル経営、事業ポートフォリオ戦略、リスクマネジメント等に関する発言を行っております。また、指名委員会では、取締役会の構成、サクセッション・プラン、取締役、執行役の候補者の指名等を当期の主要議題とし、指名委員長として公正で透明性の高い決定に主導的な役割を果たすなど、その職責を果たしております。報酬委員会では、執行役の適正な報酬構成及び水準の検討等を当期の主要議題とし、同委員として適宜発言を行うなど、その職責を果たしております。	取締役会 9回/9回 (100%) 指名委員会 8回/8回 (100%) 報酬委員会 7回/7回 (100%)
程近智	取締役会では、会社経営の豊富な経験と経営ノウハウに関する高い見識を活かし、グローバル経営、ポートフォリオマネジメント、ESG視点からの企業価値向上等に関する発言を行っております。また、報酬委員会では、執行役の適正な報酬構成及び水準の検討等を当期の主要議題とし、報酬委員長として公正で透明性の高い決定に主導的な役割を果たすなど、その職責を果たしております。指名委員会では、取締役会の構成、サクセッション・プラン、取締役、執行役の候補者の指名等を当期の主要議題とし、同委員として適宜発言を行うなど、その職責を果たしております。	取締役会 9回/9回 (100%) 指名委員会 8回/8回 (100%) 報酬委員会 7回/7回 (100%)
菊池きよみ	取締役会では、弁護士としての経験と高い見識を活かし、取締役会の役割や責務、法的リスク評価、グローバルガバナンス等に関する発言を行っております。また、指名委員会では、取締役会の構成、サクセッション・プラン、取締役、執行役の候補者の指名等を当期の主要議題とし、同委員として適宜発言を行うなど、その職責を果たしております。監査委員会では、監査計画に基づき、内部統制システムの整備・運用状況や中期経営計画「APTSIS 25 Step1」初年度の進捗状況等を当期の重点監査項目とする中、社外監査委員としての職責を適切に果たしております。	取締役会 9回/9回 (100%) 指名委員会 8回/8回 (100%) 監査委員会 14回/14回 (100%)
山田辰己	取締役会では、公認会計士、国際会計の専門家としての豊富な経験と高い見識を活かし、財務・会計、開示のあり方、市場評価等に関する発言を行っております。また、報酬委員会では、執行役の適正な報酬構成及び水準の検討等を当期の主要議題とし、同委員として適宜発言を行うなど、その職責を果たしております。監査委員会では、監査計画に基づき、内部統制システムの整備・運用状況や中期経営計画「APTSIS 25 Step1」初年度の進捗状況等を当期の重点監査項目とする中、社外監査委員としての職責を適切に果たしております。	取締役会 9回/9回 (100%) 監査委員会 14回/14回 (100%) 報酬委員会 7回/7回 (100%)
政井貴子	取締役会では、金融・経済情勢の分析や金融政策の運営に関する豊富な経験と高い見識を活かし、ファイナンスや市場リスクマネジメントの観点から発言を行っております。また、指名委員会では、取締役会の構成、サクセッション・プラン、取締役、執行役の候補者の指名等を当期の主要議題とし、同委員として適宜発言を行うなど、その職責を果たしております。監査委員会では、監査計画に基づき、内部統制システムの整備・運用状況や中期経営計画「APTSIS 25 Step1」初年度の進捗状況等を当期の重点監査項目とする中、社外監査委員としての職責を適切に果たしております。	取締役会 6回/6回 (100%) 指名委員会 5回/5回 (100%) 監査委員会 10回/10回 (100%)

(3) 執行役の氏名等 (2022年3月31日現在)

氏名	地位	担当	重要な兼職先
ジョンマーク・ギルソン	代表執行役 執行役社長		(株)地球快適化インスティテュート取締役
池川喜洋	代表執行役 執行役常務	経営戦略、コーポレート コミュニケーション（ブラン ディング）	三菱ケミカル(株)取締役 サウディ石油化学(株)取締役会長
ラリー・マイクスナー	執行役常務	技術・事業開発	田辺三菱製薬(株)取締役
伊達英文	執行役常務 最高財務責任者	経営管理、コーポレート コミュニケーション（IR）	日本酸素ホールディングス(株)取締役 (株)三菱ケミカルホールディングスコーポレート スタッフ取締役社長
藤原謙	執行役常務 グループ・コンプ ライアンス推進 統括執行役	コーポレート・セクレタリー、 法務、総務（総務、秘 書）、人事、内部統 制、海外統括会社	田辺三菱製薬(株)取締役 三菱化学控股管理（北京）社董事
羽深成樹	執行役	コーポレートコミュニケーシ ョン（広報）、総務 （政策・渉外）	

(注) 1. 2022年3月31日現在、執行役ジョンマーク・ギルソン、伊達英文及び藤原謙の3氏は取締役を兼任しております。
2. 2022年4月1日付で、伊達英文氏は、取締役のまま、執行役常務及び最高財務責任者を退任しました。

ご参考 執行役の氏名等 (2022年4月1日現在)

氏名	地位	担当	重要な兼職先
ジョンマーク・ギルソン	代表執行役 執行役社長		(株)地球快適化インスティテュート取締役
福田 信 夫	代表執行役エグゼクティブ バイスプレジデント チーフサプライチェーン オフィサー	サプライチェーン	三菱ケミカル(株)代表取締役
中 平 優 子	執行役エグゼクティブ バイスプレジデント 最高財務責任者	ファイナンス、 コミュニケーション、 IR、渉外	
藤 原 謙	執行役エグゼクティブ バイスプレジデント コンプライアンス推進 統括執行役 ゼネラルカウンシル	法務、内部統制、 人事、総務、 コーポレート・セクレタリー	三菱ケミカル(株)取締役 田辺三菱製薬(株)取締役 (株)生命科学インスティテュート取締役 三菱化学控股管理（北京）社董事
瀧 本 丈 平	執行役エグゼクティブ バイスプレジデント	フィルムズ&モルデ ィングマテリアルズ、 アドバンストソリュー ションズ	
佐々木 等	執行役エグゼクティブ バイスプレジデント	ポリマーズ&コンパ ウンズ、MMA	三菱ケミカルメタクリレート(株)取締役社長 三菱ケミカルメタクリレート社（英国）社長
池 川 喜 洋	執行役エグゼクティブ バイスプレジデント	石化、炭素	三菱ケミカル(株)代表取締役 サウディ石油化学(株)取締役会長 日本ポリプロ(株)取締役 三南石油化学社（韓国）理事
上 野 裕 明	執行役エグゼクティブ バイスプレジデント	ファーマ	(株)地球快適化インスティテュート取締役 田辺三菱製薬(株)代表取締役
ラリー・マイクスナー	執行役シニアバイス プレジデント チーフテクノロジーオフィサー チーフデジタルオフィサー	イノベーション、 デジタル	田辺三菱製薬(株)取締役
飯 田 仁	執行役シニアバイス プレジデント	監査	
羽 深 成 樹	執行役シニアバイス プレジデント	渉外	

(4) 会社役員の報酬等の総額

①2021年度の役員報酬等の総額

役員区分	連結報酬等の総額 (百万円)					役員 員数 (人)
	基本報酬等	業績連動報酬		譲渡制限 付株式	合計	
		現金賞与	株式報酬			
取締役 (社内)	169 (169)	—	—	—	169 (169)	5
取締役 (社外)	86	—	—	—	86	6
執行役	366 (355)	67 (67)	80 (80)	267 (267)	780 (769)	8
合計	621 (610)	67 (67)	80 (80)	267 (267)	1,034 (1,023)	19

- (注) 1. 上記の報酬等の総額は連結報酬等（当社及び当社子会社が支払った又は支払う予定の若しくは負担した費用等の合計額）として記載しております。取締役（社内）及び執行役については、括弧内の金額が、当社が負担する報酬等の総額となります。取締役（社外）については、連結報酬等の総額の全額が当社が負担する報酬等の総額となります。
2. 当社は、取締役を兼任する執行役に対しては、執行役としての報酬等を支払っております。
3. 上記の基本報酬等及び現金賞与の額は、2021年度に支払った報酬等の合計額（全額金銭報酬）です。
4. 執行役の基本報酬等に、外国籍の執行役のフリンジ・ベネフィット（一時帰国費用、子女教育費用、フリンジ・ベネフィットのグロスアップ等）の金額が含まれています。また、外国籍の執行役については、上記報酬の他に、非金銭報酬であるフリンジ・ベネフィットとして住宅手当、医療保険等の費用33百万円を当社が負担しています。
5. 執行役の業績連動報酬の額には、前期に退任した執行役に対して当期中に支払った額が含まれています。また、前期に取締役のまま退任した執行役については、基本報酬等を取締役（社内）として、業績連動報酬を執行役としてそれぞれ区分しています。
6. 上記の株式報酬の額は、2021年度に費用計上した金額の合計額（2021年度から導入したパフォーマンス・シェア・ユニット（PSU）（45頁参照）に係る費用及び2020年度までのBIP信託を活用した株式報酬に係る費用）です。
7. 上記の譲渡制限付株式の額は、2021年度に費用計上した金額の合計額（役員別に定める基準額相当の譲渡制限付株式を交付し、退任時に譲渡制限を解除するもの、並びに、執行役社長に対するサインオン・ボーナスとして交付した譲渡制限付株式の合計額）です。

②2021年度に支払った業績連動報酬の算定方法と評価結果

当社の業績連動報酬は、主にKAITEKI価値評価（当社グループが重視するKAITEKI経営の3つの基軸（サステナビリティ（Management of Sustainability：MOS）、イノベーション（Management of Technology：MOT）、経済効率性（Management of Economics：MOE））における、年度ごとの目標達成状況）の結果に応じて決定されます。

[現金賞与] 個人別支給額＝役位別の標準額 × KAITEKI価値評価（0～200%）
 [株式報酬] 個人別株式交付ポイント付与数＝役位別の基準ポイント × KAITEKI価値評価（0～200%）

※KAITEKI価値評価は標準をA評価（100%）とし、大幅に目標を上回る場合はSS（200%）、目標を上回る場合はS（150%）、目標を下回る場合はB（50%）、大幅に目標を下回る場合はC（0%）の5段階で評価するものです（括弧内は支給率）。

※株式報酬は、KAITEKI価値評価に応じて毎年ポイントを付与し、退任時において累積されたポイント数に相当する当社普通株式等及び当該株式等に生じた配当金を給付するものです。なお、2021年度に導入したPSU（45頁参照）について、2021年度プランは2023年度までの3年間の当社株価成長率等に応じて算定された数の株式を2024年に交付する予定であり、評価結果及び交付する株式の数は確定していません。

2020年度のKAITEKI価値評価に係る主要な指標、選定理由、評価結果等は以下のとおりです。

主要な指標		選定理由	評価割合
MOS	温室効果ガス等の環境負荷削減	地球温暖化の防止につながる省エネルギー活動を積極的に推進するため	10%
	医薬品提供貢献指数	アンメットメディカルニーズへの対応や、適応症及び販売国数の拡大により、人々の生命と健康に貢献するため	
	従業員ウェルネス指数	多様な人材がいきいきと活力高く働ける社会・職場づくりを推進するため	
MOT	新商品化率	研究開発の効率性を高めるため	10%
	特許審査請求率	技術の優位性を高めるため	
	コア技術進化度	先端技術やデジタルトランスフォーメーションへの取組みによる新規コア技術獲得計画を推進するため	
MOE	コア営業利益	本業による稼ぐ力を高めるため	80%
	ROE	企業価値の持続的向上を目指すため	
	フリー・キャッシュ・フロー	次世代への資源配分を賄い、安定的な株主還元と財務健全化のためのキャッシュ・フロー創出力を高めるため	
KAITEKI価値評価結果			B(50%)

③2021年度 報酬委員会の活動状況

取締役及び執行役の報酬等の決定に関し、2021年4月から2022年3月までの間に報酬委員会を7回開催し、委員全員がすべての委員会に出席しております。2021年度の主な審議・決定事項は以下のとおりです。

- 2020年度業績等の評価について議論を行い、2020年度業績連動報酬の支給額を決定しました。
- 2021年度報酬の標準額及び業績連動報酬の業績目標について議論を行い、決定しました。
- 新しい株式報酬であるPSUの制度内容の詳細を決定するとともに、2021年度プランの役位別基準株式数を決定しました。
- 取締役及び執行役の報酬制度及び水準について、市場における動向を比較検討のうえ、「役員報酬等の決定方針」との整合性を含めて、その妥当性を検証しました。
- 上記検証及び議論を経て、2021年度の実績及び執行役の報酬制度及び水準は適切であることを確認しました。
- 2022年度からの新しいグループ経営体制^{*}のもと、2022年度の執行役の個人別の報酬等を新たな職責等に基づき決定しました。社外取締役については、経営環境の複雑性・多様性が高まるなか、期待する役割及び職務遂行に係る負荷が増大していることから、他社との比較結果を参考に、基本報酬の増額改定を決定しました。
※新経営体制においては、従来の役位（専務、常務等）を廃止し、コーポレート・事業の各部門を所管する執行役の呼称として、「エグゼクティブバイスプレジデント」及び「シニアバイスプレジデント」を用いています。
- 役員報酬開示について、基本的な方針及び具体的内容について議論を行いました。

2021年度の役員報酬等の妥当性及び2022年度以降の対応について

当社の報酬委員会は、中長期的に「KAITEKI価値」を高めていくために取締役や執行役等の報酬制度がどうあるべきかを議論し、意思決定を行っています。その決定に際しては、株主・顧客・従業員をはじめとするすべてのステークホルダーへの説明責任を果たすことのできる公正かつ合理的なプロセスを確保することを旨とし、開示にも反映させています。

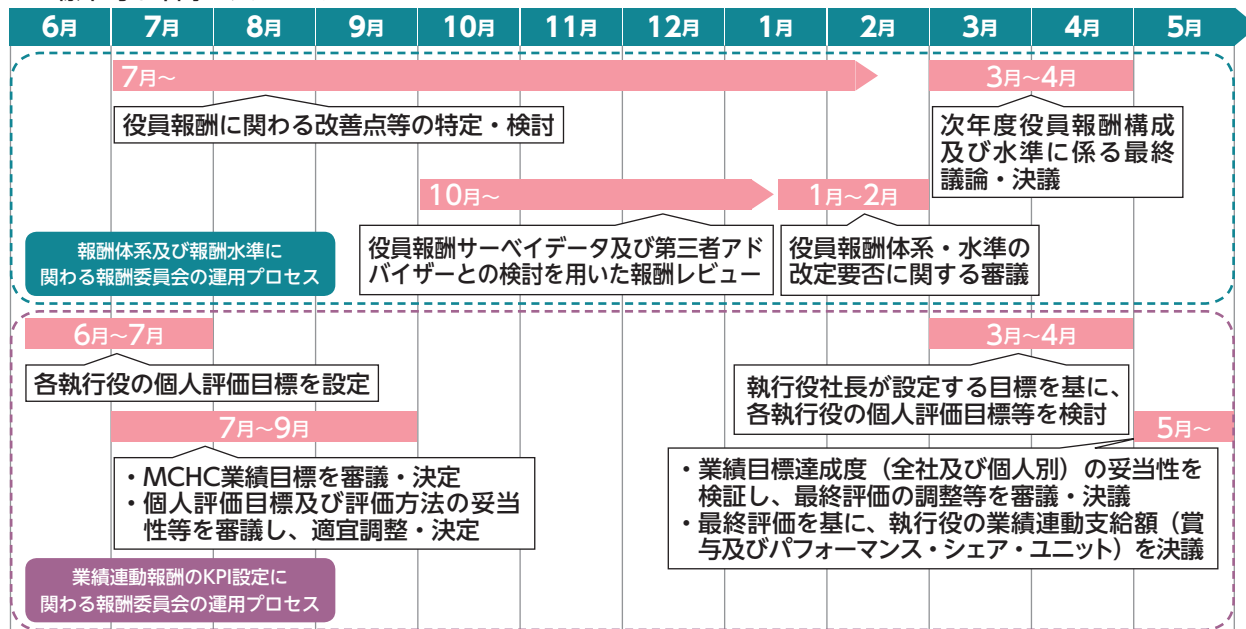
このような責任を適切に果たすべく、2021年度の個人別の報酬等の内容については、客観的・専門的かつ必要十分な情報を参考に「役員報酬等の決定方針」に沿って審議を重ね、その内容は妥当であるものと判断いたしました。

また、2022年4月より、当社は、持株会社・事業会社ごとに経営していた体制から、「One Company, One Team」の考え方のもと、グループ全体を一体的に運営する組織体制に移行するとともに、経営体制も刷新しています。これに先立ち、報酬委員会では、新経営体制のもとでの報酬制度のあり方を議論しました。その議論を通じて、グループで一体的な役員報酬制度の実現という原則のもと、2022年度の報酬等の内容を決定しております。

【ご参考】報酬委員会の構成・役割・年間スケジュール

構成	委員長〔社外取締役〕：程 近智
	委員〔社外取締役〕：橋本 孝之、山田 辰己
	委員〔社内取締役〕：伊達 英文
役割	●取締役及び執行役の個人別の報酬額の決定
	●報酬委員は、2022年3月31日現在で社外取締役3名を含む4名です。また、決定過程の透明性・公正性を高めるため、委員長は社外取締役が務めることとしています。

標準的な年間スケジュール



(5) 役員報酬等の決定に関する方針

①役員報酬等の決定方針の決定方法と変更点

a. 役員報酬等の決定方針の決定方法

当社役員の個人別の報酬等の決定方針は、報酬委員会において、毎期、その妥当性を審議したうえで、報酬委員会にて決定しております。報酬委員会の審議においては、経営環境の変化や株主・投資家の皆様からのご意見を踏まえるとともに、グローバルに豊富な経験・知見を有する外部の報酬コンサルタントであるWTW（ウイリス・タワーズワトソン）より審議に必要な情報等を得ております。

b. 役員報酬等の決定方針に係る2022年度からの変更点

当社は、2021年度における報酬委員会の審議（40頁(4)③参照）において、現行報酬制度の妥当性を確認しており、2022年度の役員報酬等の決定方針に関し、特に変更はありません。

②2022年度 役員報酬等の決定方針

a. 報酬原則

取締役と執行役の報酬は別体系とし、以下の考え方にに基づき、報酬委員会が決定しております。

取締役の報酬等の決定に関する基本方針

- ・独立かつ客観的な立場から当社の経営を監督・監査するという役割に鑑みて、基本報酬（固定報酬）のみとする。
- ・指名委員会等設置会社における取締役の責務を果たすに相応しい人材を確保するため、報酬水準は他社動向や期待する役割・機能並びに職務遂行に係る時間等を勘案して決定する。

執行役の報酬等の決定に関する基本方針

- ・当社グループのビジョンであるKAITEKI実現に向けたKAITEKI経営の3つの基軸（MOS・MOT・MOE）の一体的実践を意識づける報酬制度とする。
- ・短期及び中長期の業績と、サステナブルな企業価値・株主価値の向上を促進するインセンティブとして有効に機能する報酬制度とする。
- ・当社グループの持続的な成長を牽引する優秀な経営人材の保持・獲得につながる競争力のある報酬水準とする。
- ・株主、顧客、従業員をはじめとする全てのステークホルダーへの説明責任を果たすことのできる公正かつ合理的な報酬決定プロセスをもって運用する。

外部から採用する役員の報酬等の決定に関する基本方針

- ・外部から採用する役員の報酬等については、上記基本方針のもとで、出身地・居住地等に鑑みて想定される人材市場における報酬水準・報酬慣行等を考慮し、個別に決定することとする。

b. 報酬体系

取締役

取締役の報酬は、基本報酬（固定報酬）のみとする。執行役を兼任する場合は、執行役としての報酬体系を適用する。

執行役

執行役の報酬は、以下の構成とする。

報酬の種類			概要
固定	短期・現金	基本報酬	<ul style="list-style-type: none"> 職務の遂行に対する基礎的な報酬 各執行役の役割や責任の大きさに応じて設定
変動		年次賞与	<ul style="list-style-type: none"> 毎期のKAITEKI価値評価及び個人評価（中期経営計画における取組み目標の達成状況やリーダーシップ発揮状況等）に応じて金銭を支給
	長期・株式	パフォーマンス・シェア・ユニット (PSU)	<ul style="list-style-type: none"> 3年間の当社株価成長率等（TSR[*]）に基づいて株式を交付 [*]インデックス（JPX日経400）及びピアグループ（グローバルに事業を展開する国内外の化学・ヘルスケア企業）と比較
		譲渡制限付株式 (RS)	<ul style="list-style-type: none"> 毎期、役位別に定める基準額相当の譲渡制限付株式を交付し、退任時に譲渡制限を解除

（注）外国人役員については、上記の他、出身地・居住地等に鑑みて想定される人材市場における報酬水準・報酬慣行等を考慮し、適切な範囲でFRINGE・ベネフィットやセバランス・ペイ等を支給する場合がある。

c. 報酬水準・報酬構成割合の設定方法

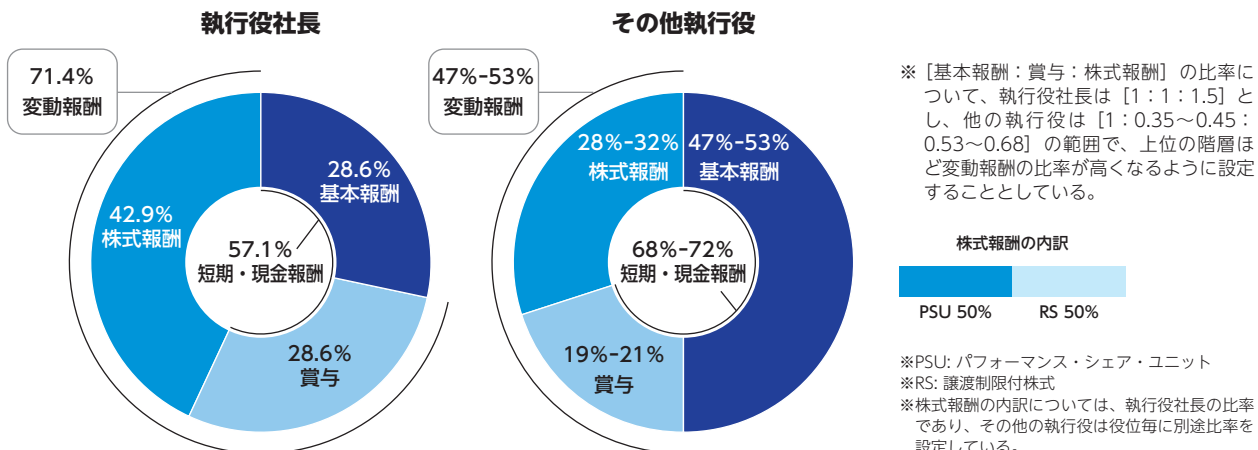
取締役

取締役の基本報酬水準は、国内の売上高や時価総額等が同規模の他企業における非業務執行取締役又は社外取締役の報酬水準、各取締役に期待する役割・機能（指名・報酬又は監査委員会の委員若しくは委員長等）、職務遂行に係る時間（常勤／非常勤等の区分）等を勘案して決定する。

執行役

執行役の報酬等については、国内（ただし、外国人役員については出身地・居住地等人材獲得上考慮すべき地域）の売上高や時価総額等が同規模の他企業と報酬水準・業績連動性の比較検証を行い、競争力のある報酬水準及び適切な報酬構成割合に設定する。

2022年度 執行役の標準報酬の構成割合



d. 年次賞与

執行役の個人別の賞与の額は、KAITEKI価値評価（当社グループが重視するKAITEKI経営の3つの基軸における、年度ごとの目標達成状況）及び個人評価（個人別に設定する中期経営計画における取組み目標の達成状況やリーダーシップ発揮状況等）に応じて決定します。

$$\text{個人別賞与支給額} = \text{役位別の基準額} \times \text{〔KAITEKI価値評価＋個人評価〕} \times \text{最終調整評価}$$

(0%～200%) (±20%)

[KAITEKI価値評価]

当社のビジョンであるKAITEKI実現に向けたKAITEKI経営を意識づけるため、KAITEKI経営の3つの基軸（MOS・MOT・MOE）それぞれにおける経営指標を直接賞与の評価指標として用いることとしています。

KAITEKI価値評価における具体的な評価指標は、毎期、以下を中心に選定することとしています。

KAITEKI 経営の基軸	各基軸における経営指標＝賞与評価指標	評価割合
M O S	温室効果ガス等の環境負荷削減、健康・医療への貢献、社会課題への貢献、コンプライアンス、事故・火災の防止等に関わるものとして定めた指標	20%
M O T	研究開発の効率性、技術の優位性及び社会のニーズとの整合性に関わる指標	10%
M O E	コア営業利益、ROE、ROIC、営業キャッシュ・フロー等に関わる指標	70%

〔個人評価〕

執行役社長の目標は、年度開始時点において、執行役社長が宣言する目標について報酬委員会及び指名委員会で審議のうえ決定します。評価については、年度終了時点において、執行役社長の自己評価を踏まえて報酬委員会及び指名委員会で審議のうえ決定します。

執行役社長以外の執行役の目標及び評価は、執行役社長と各執行役の面談を経て決定し、報酬委員会で審議・承認することとしています。報酬委員会は指名委員会と連携し、各執行役の目標及び評価について、その公正性や合理性を確認することとしています。

〔最終調整評価〕

年度開始時点において予期できなかった特筆すべき成果をもたらした、あるいは重大な損失を発生させた等がある場合にのみ、報酬委員会及び指名委員会でその内容及び考慮する必要性を審議のうえ、最終評価に当該事項に対する加減を反映することとしています。

e. パフォーマンス・シェア・ユニット (PSU)

当社は2021年度より、BIP信託を活用した株式報酬制度を廃止し、PSUを導入しています。当社PSUは、サステナブルな企業価値・株主価値の向上を意識づけるため、原則として毎年、3年間の当社株価成長率等（TSR：株主総利回り）に応じて算定された数の当社普通株式を交付するものです。当社PSUにおける、個人別の交付株式数の算定方法は以下のとおりです。

〔TSR評価期間〕

2022年度プランは2022年度～2024年度を評価対象期間とします。

	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度
2022年度 PSU	TSR評価期間			株式交付		
2023年度 PSU		TSR評価期間			株式交付	
2024年度 PSU			TSR評価期間			株式交付

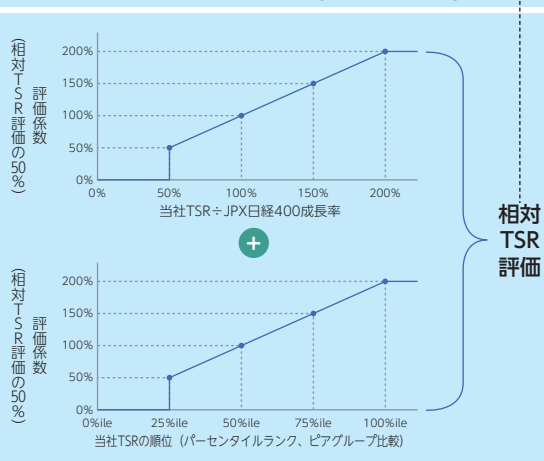
〔TSR評価区分〕

当社TSRはインデックスの成長率及びピアグループのTSRと比較評価します。

評価区分	評価割合	評価方法
インデックス成長率比較	50%	JPX日経インデックス400（配当）の成長率に対する当社TSRの優劣に基づき評価係数を決定
ピアグループTSR比較	50%	ピアグループ（当社と売上高や時価総額等が同規模の国内外の化学、ヘルスケア企業）における当社TSRの順位に基づき評価係数を決定

〔交付株式数の算定方法〕

個人別交付株式数 = 役位別の基準株式数 × 相対TSR評価 (0%～200%)



f. 譲渡制限付株式報酬 (RS)

毎年、当社と執行役との間で譲渡制限付株式割当契約を締結したうえで、役員別に決定された基準額相当の当社普通株式を交付します。株主価値の共有及び株価の上昇を中長期にわたり実現するため、譲渡制限期間は、株式交付日から当社執行役等を退任する日までの期間とします。

g. 報酬の返還その他重要事項

当社は、報酬委員会において個別に審議を行ったうえで、必要に応じて、その他の臨時的な報酬やベネフィットを活用する場合があります。また、当社は、取締役又は執行役等に重大な不正・違反行為等が発生した場合、報酬委員会の審議を経て、当該取締役、執行役等に対し、報酬受益権の没収（マルス）又は報酬の返還（クローバック）を請求する場合があります。

【ご参考】執行役社長の報酬等のパッケージについて

執行役社長であるジョンマーク・ギルソン氏に対して2022年度に適用される報酬及びベネフィットのパッケージの検討にあたっては、同氏のグローバル経営の経験と実績、並びに出身地・居住地等に鑑みて想定される人材市場を考慮し、グローバルに競争力のある報酬制度・水準及びベネフィットの調査・研究を行い、前年度の取扱いを踏まえて、具体的な内容を決定いたしました。

同氏については、当社の役員報酬等の決定に関する方針が他の執行役と同様に適用されますが、同氏に適用される報酬等のうち特筆すべきものは以下のとおりです。

a. フリンジ・ベネフィット

同氏には、日本での居住の用に供する社宅（又は住宅手当）、一時帰国費用、税申告費用及び医療保険等のフリンジ・ベネフィットを提供します。これらの内容や給付水準等の決定に際し、報酬委員会は、海外における標準的な慣行を参考としています。

b. セバランス・ペイ（会社都合での契約解除時に支給される特別手当）

指名委員会の決定に基づき当社がその時点で有効な委任契約を解除する場合、当社は「基本報酬年額と年次賞与の標準額の合計した額」を上限として、セバランス・ペイを現金で支給することがあります。セバランス・ペイは、対象となる執行役が自らの地位を保全することを目的として、適切な経営判断を下すことが妨げられないよう、必要最低限の保護を提供することを狙いとしています。セバランス・ペイの支給の要否及びその金額については、報酬委員会が指名委員会と連携しながら都度審議のうえ決定します。

※同氏には、通常の報酬パッケージとは別に、2021年の執行役社長就任時にサインオン・ボーナスとして、譲渡制限付株式 (RS) を交付しました。当該譲渡制限付株式は、就任後の3年間において各事業年度終了ごとに3分の1ずつ譲渡制限が解除されるものです。譲渡制限が解除される前に同氏が退任した場合、当該未解除部分の受給権は消滅します（当社が無償取得します）。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

		支払額 (百万円)
①	当社が支払うべき会計監査人としての報酬等の額	60
②	当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	965

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を区分していませんので、上記①の支払額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠等を確認し、妥当性を検証したうえで、会計監査人の報酬等の額に同意しております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項に定める業務（監査証明業務）以外の業務として、社債発行に係るコンフォートレター作成等の業務を依頼しております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。

当社は、上記のほか、会計監査人が適正に監査を遂行することが困難であると認められる場合は、監査委員会の決議に基づいて、会計監査人の解任又は不再任を株主総会に提案いたします。

(5) 当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人の当社の子会社の計算書類監査の状況

当社の重要な子会社のうち海外子会社については、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格を有する者を含む。）の監査（会社法又は金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）を受けております。

5. 剰余金の配当等の決定に関する方針

(1) 中長期的な方針

当社は、企業価値の向上を通して株主価値の向上を図ることを株主還元の基本方針としており、配当につきましては、今後の事業展開の原資である内部留保の充実を考慮しつつ、中期的な利益水準の30%を連結配当性向の目安とし、安定的に配当を実施することとしております。

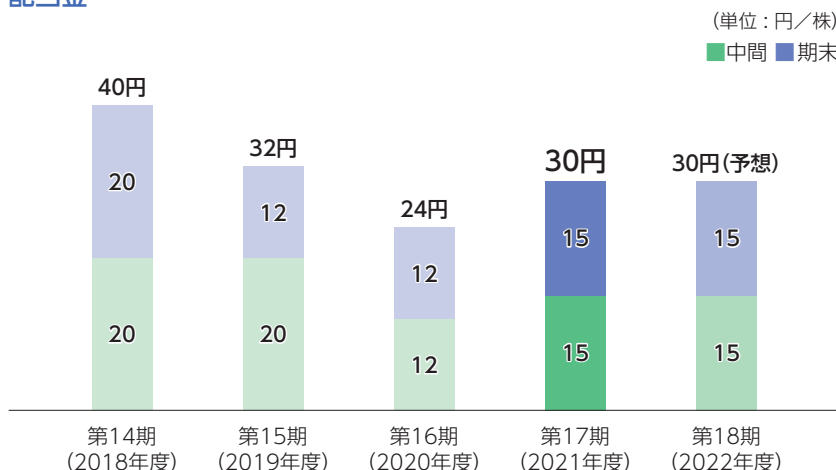
(2) 当期配当の理由

第17期は、新型コロナウイルス感染症による影響から各国の経済活動に持ち直しの動きがみられる中で、国内外の需要が前期に比べ回復基調で推移し、コア営業利益及び親会社の所有者に帰属する当期利益は前期に比べて増加しました。

上記(1)の方針並びに、これらの状況及び今後の事業展開等を総合的に勘案して、期末配当金につきましては、前期に比べて3円増配し、当社普通株式1株につき15円としました。

なお、年間の配当金は、中間配当金として1株につき15円をお支払しておりますので、1株につき6円増配の30円となり、当期の連結配当性向は24.1%となります。

配当金



連結損益計算書

(自2021年4月1日 至2022年3月31日)

(単位：百万円)

勘定科目	金額
売上収益	3,976,948
売上原価	△2,862,224
売上総利益	1,114,724
販売費及び一般管理費	△854,455
その他の営業収益	81,692
その他の営業費用	△59,961
持分法による投資利益	21,194
営業利益	303,194
金融収益	9,368
金融費用	△22,192
税引前利益	290,370
法人所得税	△80,965
当期利益	209,405
当期利益の帰属	
親会社の所有者	177,162
非支配持分	32,243

連結財政状態計算書 (2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

勘定科目	金額
資産	
流動資産	
現金及び現金同等物	245,789
営業債権	825,996
棚卸資産	745,248
その他の金融資産	51,085
その他の流動資産	106,556
小計	1,974,674
売却目的で保有する資産	11,442
流動資産合計	1,986,116
非流動資産	
有形固定資産	1,899,695
のれん	705,412
無形資産	448,805
持分法で会計処理されている投資	174,791
その他の金融資産	233,533
その他の非流動資産	60,923
繰延税金資産	64,596
非流動資産合計	3,587,755
資産合計	5,573,871

勘定科目	金額
負債及び資本	
負債	
流動負債	
営業債務	486,874
社債及び借入金	411,213
未払法人所得税	34,875
その他の金融負債	291,237
引当金	15,601
その他の流動負債	178,613
小計	1,418,413
売却目的で保有する資産に 直接関連する負債	880
流動負債合計	1,419,293
非流動負債	
社債及び借入金	1,748,756
その他の金融負債	112,554
退職給付に係る負債	103,941
引当金	22,673
その他の非流動負債	147,212
繰延税金負債	175,123
非流動負債合計	2,310,259
負債合計	3,729,552
資本	
資本金	50,000
資本剰余金	170,600
自己株式	△62,870
利益剰余金	1,213,677
その他の資本の構成要素	86,670
親会社の所有者に帰属する持分合計	1,458,077
非支配持分	386,242
資本合計	1,844,319
負債及び資本合計	5,573,871

貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

勘定科目	金額
(資産の部)	
流動資産	332,245
現金及び預金	332
関係会社短期貸付金	306,545
その他の	25,369
固定資産	1,464,704
有形固定資産	2,835
建物	1,960
構築物	24
工具、器具及び備品	642
建設仮勘定	209
無形固定資産	247
ソフトウェア	246
その他の	2
投資その他の資産	1,461,622
投資有価証券	2,722
関係会社株式	1,303,561
関係会社出資金	162
関係会社長期貸付金	152,115
繰延税金資産	139
その他の	2,923
資産合計	1,796,949

勘定科目	金額
(負債の部)	
流動負債	526,821
短期借入金	63,942
関係会社短期借入金	393,665
1年内返済予定の長期借入金	33,788
1年内償還予定の社債	20,000
未払金	3,407
未払費用	963
未払法人税等	9,563
賞与引当金	719
役員賞与引当金	352
その他の	421
固定負債	860,441
社債	459,535
長期借入金	395,568
株式給付引当金	151
その他の	5,188
負債合計	1,387,262
(純資産の部)	
株主資本	406,302
資本金	50,000
資本剰余金	264,792
資本準備金	12,500
その他資本剰余金	252,292
利益剰余金	164,189
その他利益剰余金	164,189
繰越利益剰余金	164,189
自己株式	△72,679
評価・換算差額等	900
その他有価証券評価差額金	900
株式引受権	42
新株予約権	2,443
純資産合計	409,687
負債純資産合計	1,796,949

損益計算書 (自2021年4月1日 至2022年3月31日)

(単位：百万円)

勘 定 科 目				金 額
営	業	収	益	
関	係	配	金	60,175
連	会	当	入	9,288
営	社	収	計	69,463
	費	用		
	業	益		
営	一	管	理	13,721
	般	利	益	55,743
営	業	外	収	
受	取	利	益	2,052
受	取	配	当	193
そ	の	他		974
営	業	外	収	3,219
	業	外	費	
支	払	利	息	2,902
社	債	利	息	2,752
社	債	発	行	367
そ	の	他		325
営	業	外	費	6,346
経	常	利	益	52,616
特	別	利	益	1,556
投	資	有	価	
新	株	予	約	
特	別	利	益	1,106
		損	失	2,662
特	別	損	失	337
投	資	有	価	
特	別	損	失	337
税	引	前	当	
		期	純	54,941
		純	利	
	法	人	税	△1,311
	法	人	税	38
	法	人	税	△1,273
当	期	純	利	56,214

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月17日

株式会社三菱ケミカルホールディングス
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 中村 和 臣
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 植木 貴 幸
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 川端 孝 祐
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 岡部 誠
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社三菱ケミカルホールディングスの2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結損益計算書、連結財政状態計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で定められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠して、株式会社三菱ケミカルホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における執行役員及び取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で定められる開示項目の一部を省略した会計の基準により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で定められる開示項目の一部を省略した会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役員及び取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月17日

株式会社三菱ケミカルホールディングス
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 中村和臣
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 植木貴幸
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 川端孝祐
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 岡部誠
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社三菱ケミカルホールディングスの2021年4月1日から2022年3月31日までの第17期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査委員会の監査報告

監査報告書

当監査委員会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第17期事業年度における取締役及び執行役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査方法及びその内容

監査委員会は、会社法第416条第1項第1号ロ及びホに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び執行役並びに従業員等からその構築及び運用状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- ①監査委員会が定めた監査委員会監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、インターネット等の手段も活用しながら、当社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び執行役等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結損益計算書、連結財政状態計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役及び執行役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容並びに取締役及び執行役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月18日

株式会社三菱ケミカルホールディングス 監査委員会

監査委員長 山田辰己 ㊟

監査委員(常勤) 小林茂 ㊟

監査委員(常勤) 片山博史 ㊟

監査委員 菊池きよみ ㊟

監査委員 政井貴子 ㊟

(注) 監査委員長山田辰己、監査委員菊池きよみ及び政井貴子(現姓:西田)の3氏は、会社法第2条第15号及び第400条第3項に規定する社外取締役であります。

以上

メ モ

A series of 20 horizontal dashed lines for handwriting practice.

メ モ

A series of 20 horizontal dashed lines, evenly spaced, extending across the width of the page. These lines are intended for writing.

メ モ

A series of 20 horizontal dashed lines for handwriting practice.

メ モ

A series of 20 horizontal dashed lines for writing.

- ・新型コロナウイルス感染拡大防止のため、株主総会当日のご来場は慎重に検討いただき、郵送・インターネットによる事前の議決権行使にご協力ください。なお、株主総会の模様はライブ配信によりご覧いただけますのでご利用ください。
- ・会場内の座席の間隔を確保するため、十分な座席数を確保することができない可能性があります。ご来場いただいても入場をお断りさせていただく場合がございます。
- ・ご来場の際は、マスク着用のほか、消毒液のご使用等にご協力ください。
- ・ご来場の株主様へのお土産及び飲み物の提供は取り止めとさせていただきます。

ご理解とご協力の程、何卒宜しくお願い申し上げます

株主総会会場

ロイヤルパークホテル3階「ロイヤルホール」

東京都中央区日本橋蛸殻町二丁目1番1号 電話 03-3667-1111 (代表)

2022年6月24日(金曜日)午前10時から



第17期 附属明細書(計算書類関係)

(自 2021年4月1日)
(至 2022年3月31日)

株式会社三菱ケミカルホールディングス

執行役社長 ジョンマーク・ギルソン

1 有形固定資産及び無形固定資産の明細

(単位：百万円)

区分	資産の種類	期首 帳簿価額	当期 増加額	当期 減少額	当期 償却額	期末 帳簿価額	減価償却 累計額	期末 取得原価
有形固定資産	建物	1,689	483	65	147	1,960	1,300	3,260
	構築物	32	—	—	8	24	75	99
	工具、器具及び備品	414	351	8	114	642	1,146	1,788
	建設仮勘定	—	209	—	—	209	—	209
	合計	2,134	1,043	74	268	2,835	2,521	5,356
無形固定資産	ソフトウェア	438	71	101	163	246		
	その他	2	—	—	0	2		
	合計	440	71	101	163	247		

2 引当金の明細

(単位：百万円)

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
賞与引当金	252	719	252	719
役員賞与引当金	83	352	83	352
株式給付引当金	203	52	105	151

3 一般管理費の明細

(単位：百万円)

勘定科目	金額	摘要
役員報酬	1,176	
給与及び副費	2,949	
業務委託費	2,793	
研究開発費	2,397	
賃借料	1,877	
証券代行手数料	477	
広告宣伝費	412	
減価償却費	399	
施設利用収入	△1,263	
業務受託料収入	△93	
その他	2,597	
合計	13,721	

(注) 記載金額は百万円未満を四捨五入して表示しております。

第17期 計算書類

(自 2021年4月1日)
(至 2022年3月31日)

株式会社三菱ケミカルホールディングス

執行役社長 ジョンマーク・ギルソン

貸借対照表

2022年3月31日現在

(単位：百万円)

勘定科目	金額	勘定科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	332,245	流動負債	526,821
現金及び預金	332	短期借入金	63,942
関係会社短期貸付金	306,545	関係会社短期借入金	393,665
その他	25,369	1年内返済予定の長期借入金	33,788
		1年内償還予定の社債	20,000
		未払金	3,407
		未払費用	963
固定資産	1,464,704	未払法人税等	9,563
有形固定資産	2,835	賞与引当金	719
建物	1,960	役員賞与引当金	352
構築物	24	その他	421
工具、器具及び備品	642		
建設仮勘定	209	固定負債	860,441
無形固定資産	247	社債	459,535
ソフトウェア	246	長期借入金	395,568
その他	2	株式給付引当金	151
		その他	5,188
投資その他の資産	1,461,622	負債合計	1,387,262
投資有価証券	2,722	(純資産の部)	
関係会社株式	1,303,561	株主資本	406,302
関係会社出資金	162	資本金	50,000
関係会社長期貸付金	152,115	資本剰余金	264,792
繰延税金資産	139	資本準備金	12,500
その他	2,923	その他資本剰余金	252,292
		利益剰余金	164,189
		その他利益剰余金	164,189
		繰越利益剰余金	164,189
		自己株式	△72,679
		評価・換算差額等	900
		その他有価証券評価差額金	900
		株式引受権	42
		新株予約権	2,443
		純資産合計	409,687
資産合計	1,796,949	負債純資産合計	1,796,949

損益計算書

自 2021年4月1日

至 2022年3月31日

(単位：百万円)

勘定科目	金額
営業収益	
関係会社受取配当金	60,175
運営費用収入	9,288
営業収益合計	69,463
一般管理費	13,721
営業利益	55,743
営業外収益	
受取利息	2,052
受取配当金	193
その他	974
営業外収益合計	3,219
営業外費用	
支払利息	2,902
社債利息	2,752
社債発行費	367
その他	325
営業外費用合計	6,346
経常利益	52,616
特別利益	
投資有価証券売却益	1,556
新株予約権戻入益	1,106
特別利益合計	2,662
特別損失	
投資有価証券売却損	337
特別損失合計	337
税引前当期純利益	54,941
法人税、住民税及び事業税	△1,311
法人税等調整額	38
法人税等合計	△1,273
当期純利益	56,214

株主資本等変動計算書

自 2021年4月1日

至 2022年3月31日

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本剰余金				利益剰余金			株主資本 合計
	資本金	資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計	自己株式	
当期首残高	50,000	12,500	252,414	264,914	146,414	146,414	△73,268	
当期変動額								
剰余金の配当	—	—	—	—	△38,439	△38,439	—	△38,439
当期純利益	—	—	—	—	56,214	56,214	—	56,214
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—	△31	△31
自己株式の処分	—	—	△122	△122	—	—	619	497
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	—	—	—	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	△122	△122	17,775	17,775	588	18,241
当期末残高	50,000	12,500	252,292	264,792	164,189	164,189	△72,679	406,302
	評価・換算差額等							
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	株式引受権	新株予約権	純資産 合計			
当期首残高	588	588	—	3,616	392,265			
当期変動額								
剰余金の配当	—	—	—	—	△38,439			
当期純利益	—	—	—	—	56,214			
自己株式の取得	—	—	—	—	△31			
自己株式の処分	—	—	—	—	497			
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	312	312	42	△1,172	△819			
当期変動額合計	312	312	42	△1,172	17,422			
当期末残高	900	900	42	2,443	409,687			

個別注記表

重要な会計方針に係る事項

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

2. 有形固定資産の減価償却の方法

定額法を採用しております。

3. 無形固定資産の減価償却の方法

定額法を採用しております。

4. 引当金の計上基準

賞与引当金 従業員賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額及び当該支給見込額に対応する社会保険料会社負担見込額のうち、当事業年度に負担すべき費用の見積額を計上しております。

役員賞与引当金 執行役及び執行役員への賞与の支給に備えるため、当事業年度に係る賞与支給見込額及び当該支給見込額に対応する社会保険料会社負担見込額を計上しております。

株式給付引当金 執行役及び執行役員への株式交付規則に基づく当社株式の給付等に備えるため、当事業年度末の株式給付債務の見込額を計上しております。

5. 収益の計上基準

受取配当金及び受取利息等を除き、約束した財又はサービスが顧客へ移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる対価の額で収益を計上しております。

当社は、主に、当社グループの経営方針、経営戦略、経営資源配分方針を策定し、子会社に対しそれらの実施のために必要な指導等を行うとともに、当社グループの総合的なブランド価値及び総合力を高めるための諸施策を実施しています。経営指導及び当社グループのブランド価値や総合力に依拠した便益を子会社に提供すること等を履行義務として識別しております。

当該履行義務は時の経過につれて充足されると判断しており、主として契約期間にわたり期間均等額で収益を認識しております。なお、当社と子会社は事業年度ごとに、対価の取り決めを行っております。

また、当該対価は1年以内に回収しており、重要な金融要素は含んでおりません。

6. 連結納税制度の適用 連結納税制度を適用しております。

会計方針の変更

（収益認識に関する会計基準等の適用）

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日）を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスが顧客へ移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取れると見込まれる金額で収益を計上しております。

収益認識会計基準等の適用にあたっては、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。なお、当該適用による累積的影響額はありません。また、当事業年度の損益に与える影響もありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。

貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額	2,521百万円
2. 関係会社に対する金銭債権債務(区分表示したものを除く。)	
短期金銭債権	24,782百万円
短期金銭債務	1,418百万円
3. 保証債務等残高	
保証債務	
銀行借入に対する保証債務残高	188,795百万円
保証類似行為	
キープウェル合意書に係る対象債務残高	15,405百万円
(欧州におけるグループ会社間のキャッシュ・プーリングに係るものです。)	

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
営業収益	69,463百万円
一般管理費	3,363百万円
営業取引以外の取引高	3,258百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数	
普通株式	85,200千株
(注) 役員報酬BIP信託が保有する自社の株式2,833千株が含まれております。	

税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因

繰延税金資産の発生の主な原因は、子会社株式、繰越欠損金(地方税)及び賞与引当金であります。なお、子会社株式及び繰越欠損金(地方税)に係る繰延税金資産に対しては、全額、評価性引当額を計上しております。

当社は、翌事業年度から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行することとなります。また、法人税及び地方法人税に係る税効果会計に関する会計処理及び開示については、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)を当事業年度の期末から適用しております。

関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	㈱三菱ケミカルホールディングスコ ーポレートスタッ フ	直接 100%	役員の兼任 資金の貸付	資金の回収 (注1)	190,886	関係会社短期貸付金	292,813
						関係会社長期貸付金	152,115
				利息の受取 (注1)	1,940	流動資産その他	164
				資金の借入 (注2)	11,032	関係会社短期借入金	39,434
				利息の支払 (注2)	30	—	—
子会社	田辺三菱製薬㈱	直接 100%	役員の兼任 資金の借入	資金の返済 (注2)	14,550	関係会社短期借入金	354,232
				利息の支払 (注2)	450	—	—
子会社	三菱ケミカルホ ールディングスア メリカ社	直接 100%	債務保証	債務保証 (注3)	90,021	—	—
				保証料の 受取(注3)	197	流動資産その他	98
子会社	三菱ケミカルホ ールディングスヨ ロッパ社	直接 100%	債務保証及 び保証類似 行為	債務保証 (注3)	40,327	—	—
				保証類似行為 (注4)	15,405	—	—
				保証料の 受取(注3,4)	42	流動資産その他	25
関連会社	ザ・サウジ・メ タクリレーツ社	間接 50%	債務保証	債務保証 (注3)	26,297	—	—
				保証料の 受取(注3)	73	—	—

取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 調達金利を基準にして利率を合理的に決定しております。

なお、資金の貸付及び回収に係る取引金額は純額表示しております。

(注2) 市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

なお、資金の借入及び返済に係る取引金額は純額表示しております。

(注3) 市中銀行からの借入に対し、連帯保証しております。

保証先の財政状態等を勘案して、保証料率を合理的に決定しております。

(注4) グループ会社間のキャッシュ・プーリングについてキープウェル合意書を締結しております。

当子会社の財政状態等を勘案して、保証料率を合理的に決定しております。

1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額 286円54銭

1 株当たり当期純利益 39円56銭

(注) 記載金額は百万円未満を四捨五入して表示しております。